



ごあいさつ

平素は、私ども中兵庫信用金庫に格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

ここにお届けします「中兵庫信用金庫の現況」は、2023年度の業務活動や業績の推移を中心に、地域とのかかわり等をわかりやすく編集したものです。ご高覧の上、〈なかしん〉に対するご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

昨年度を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症が「5類」に移行し、社会生活や経済活動も回復に向かって進んでいく兆しが見えました。元日に発生した能登半島地震は非常に重く暗いニュースでしたが、証券市場では日経平均株価が2月下旬に史上最高値を更新し、平成バブルの株高を超えることはないと思っていましたが非常に驚かされました。また、金融市場では依然として低金利水準が続きました。ようやく3月に日本銀行がマイナス金利政策を解除し17年ぶりに利上げに転じましたが、金融機関にとって日本銀行の金融緩和政策が出口に向けてどのような舵取りがなされていくのかが、大きな関心事となっております。

このような中ではありましたが、当金庫はおかげさまで皆さまからの変わらぬご支援を賜り、当期純利益は1,108百万円を計上することができました。また、経営の安全性・健全性の指標である自己資本比率は27.48%、自己資本額も588億円となり、十分ご安心いただける内容であると思います。

2024年度に入りましても、国内経済は円安や資源高などによる物価上昇で実質賃金が上昇しにくい状況が続いており、個人消費の伸び悩みが懸念されています。また、地域経済の支えである中小企業にとりましても、人手不足やコスト高への対応など課題が多い状況にあると考えております。昨年実施した元ソフトバンクホークス監督である工藤公康氏の講演にあったように“未来を拓くために考え行動”し、地域やお客様の持続可能性の向上に貢献するとともに、当金庫自身も高い健全性を維持し経営力を強化して参ります。今後とも、なお一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆さまのますますのご繁栄とご健勝を心から祈念申し上げます。

2024年7月



理事長 足立厚郎

あなたとまちと フェイス to フェイス



目 次

■ごあいさつ	1	■業務のご案内	12
■目次・方針・理念	2	リスク管理体制	12
目次	2	金融商品に係る勧誘方針	13
経営方針・経営理念・シンボルマーク	3	「振り込め詐欺救済法」に関するお問合せ窓口について	13
■業績ハイライト	4	預金小切手を活用した特殊詐欺被害防止対策の実施について	13
2023年度の事業概要	4	「インターネットバンキングの不正アクセス」について	14
主な経営指標の推移	5	法令等の遵守態勢(コンプライアンス)	15
■なかしんと地域社会	6	反社会的勢力に対する基本方針	15
企業の活力を支援する取組み	6	利益相反管理方針の概要	15
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況	6	顧客保護等管理方針	16
中小企業者等の金融円滑化に向けた基本方針	8	障がい理由とする差別の解消に向けた取組みについて	16
金融円滑化への取組みについて	8	マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策ポリシー	16
「経営者保証ガイドライン」への取組状況	9	お客さま本位の業務運営に関する取組み方針	17
経営者保証に関する取組方針	9	個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)	17
トピックス	10	金融ADR制度への対応	17
SDGsへの取組みについて	10	預金業務	18
地域行事への参加	11	融資業務	19
信用金庫の日の活動	11	各種サービス	21
お知らせ	11	各種手数料関係	22
		■資料編	25
		■ネットワーク	48

金庫の主要な事業の内容

1. 預金業務
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。
2. 貸出業務
(1) 貸付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
(2) 手形の割引
商業手形等の割引を取り扱っております。
3. 有価証券投資業務
預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
4. 内国為替業務
送金、振込及び代金取立等を取り扱っております。
5. 外国為替業務
輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を信金中央金庫を通じて行っております。
6. 附帯業務
(1) 代理業務
①日本銀行歳入代理店
②地方公共団体の公金取扱業務
③独立行政法人中小企業基盤整備機構等の代理店業務
④株式払込金の受入代理業務及び株式配当金、公社債元利金の支払代理業務
⑤独立行政法人住宅金融支援機構等の代理貸付業務
⑥信託契約代理業務
(2) 保護預り及び貸金庫業務
(3) 有価証券の貸付
(4) 債務の保証
(5) 金の売買
(6) 公共債の引受
(7) 国債等公共債及び投資信託の窓口販売
(8) 保険商品の窓口販売
(保険業法第275条第1項により行う保険募集)
(9) 確定拠出年金の業務
(10) 電子債権記録業に係る業務

経営方針

私たちは、地域やお客様との創造的・発展的な相互関係を通じて、
健全な経営に基づいた、信頼度の高い、真のパートナーシップを築きます。

経営理念

健全な事業展開を中心に、豊かで快適な地域社会の基盤づくりに貢献します。

経済的な地域の開発、振興と同時に、文化性も含めた真の豊かさや快適さに貢献することを表現しています。
「健全な事業展開」とは、特に当金庫の財務面、業務の進展のうえでの健全さを表しています。

信頼できるパートナーとして、多様化するニーズをふまえた、
高品位で安心できる総合金融サービスを提供します。

金融の専門知識以外にも各種の情報提供、相談等、新たに求められるニーズにも健全性をベースとした
見識をもって応えつつ、常に質が高く、安心感のある金融サービスを提供することを表しています。

たゆまぬ相互研鑽と、円滑なコミュニケーションを通じ、
仕事に誇りと自信を持つヒューマンな職場をつくります。

「相互研鑽」とは当金庫と職員相互が高い目標を持ち、その実現に向けて努力することを表します。
その努力が報われ、専門家としての誇りと自信にあふれた、いきいきとした人間関係が育まれる職場を
「ヒューマンな職場」として表現しています。

シンボルマーク



当金庫名の頭文字である「n」をモチーフに
デザインされたシンボルマークです。

左上の正方形は当金庫のめざすべき方向をしめし、地域やお客様との
パートナーシップを形づくり、地域とともに発展を続ける様子を表しています。

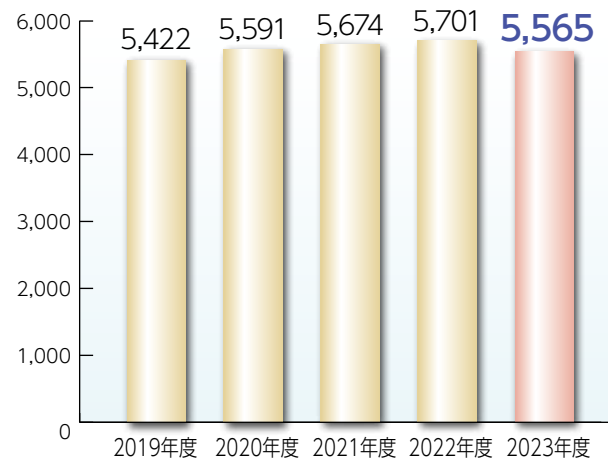
2023 年度の事業概要

2023 年度は中期経営計画『～地域の未来のために～持続可能性の追求』の2年目として、計画完遂に向けて全力で取り組みました。基本方針を①強い経営体質の追求②リレーションシップの追求③組織力・人材力の追求④マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応とし、リレーションシップのもと、活気ある未来を共に目指し、持続可能な地域の明日に繋げるため、それぞれの施策を積極的に推進いたしました。

預 金・積 金

地道できめ細かな営業活動を通じ、お客様との絆を深め、ボーナス預金や定期積金、年金口座の募集を行いました。預金残高は対前期末比 136 億円減少し、5,565 億円となりました。

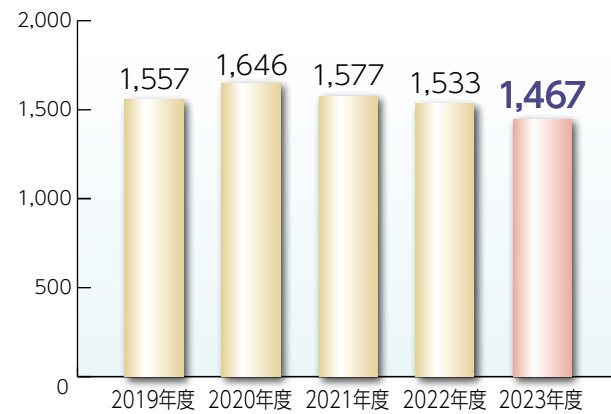
▶ 預金残高の推移 (単位：億円)



貸 出 金

事業者の皆さまには様々なニーズにお応えした融資商品の提供と資金繰り支援に積極的に取り組み、個人の皆さまにはライフステージに応じた各種ローン商品の提供に組みましたが、不安定な経済情勢の中にあつて資金需要は低調で、貸出金残高は対前期末比 66 億円減少し、1,467 億円となりました。

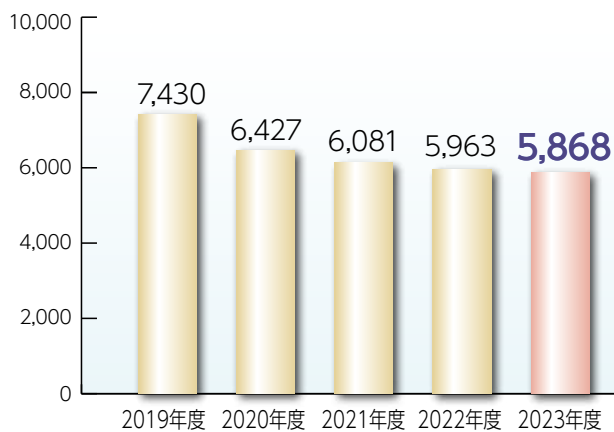
▶ 貸出金残高の推移 (単位：億円)



損 益

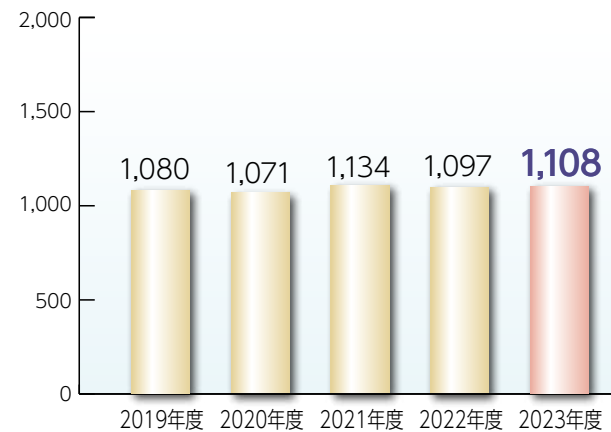
超低金利局面の長期化等により、貸出金利息や有価証券利息配当金等が減少したものの、経費削減に努めたこと等から、1,108 百万円の当期純利益を計上することができました。

▶ 経常収益の推移 (単位：百万円)



貸出金利息や有価証券利息配当金等の減少により、経常収益は微減となりました。

▶ 当期純利益の推移 (単位：百万円)

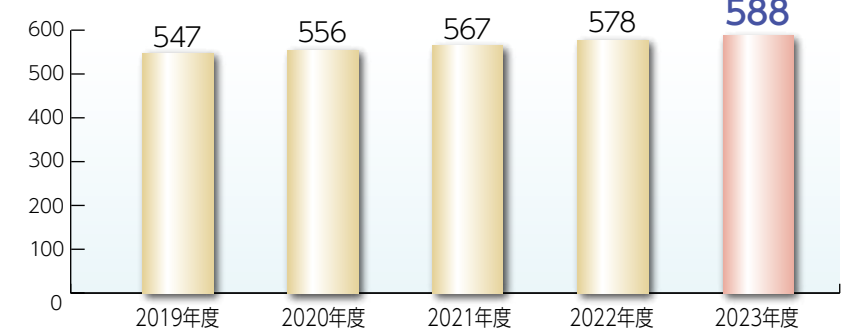


厳しい収益環境のなかではありましたが、経費節減等の取り組みもあり、1,108 百万円の当期純利益を計上することができました。

自 己 資 本

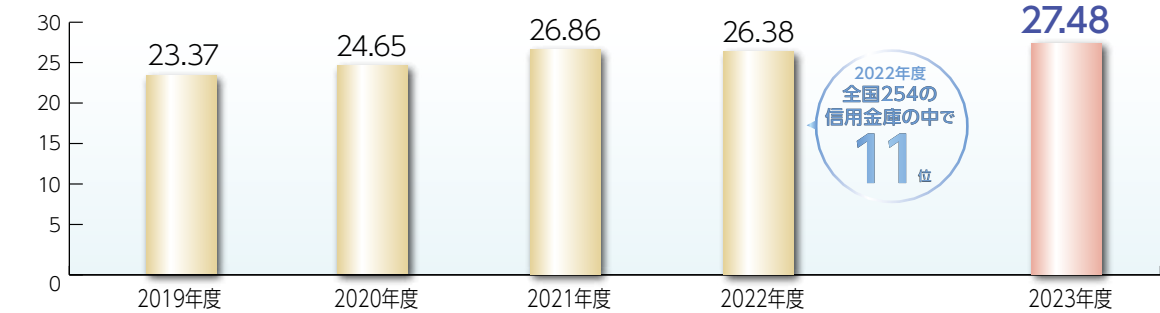
当金庫の健全性・安全性は引き続き高い水準を堅持しており、お客様からの普通出資金や内部留保の蓄積により自己資本比率は 27.48%となりました。今後も、堅実経営を基本として、一層強固な財務体質の構築を目指してまいります。

▶ 自己資本額の推移 (単位：億円)



自己資本額は、当期純利益として 11 億円を計上したこと等により、対前期比 10 億円増加し、588 億円となりました。

▶ 自己資本比率の推移 (単位：%)



自己資本比率は金融機関の健全性を示す重要な指標のひとつで、国内金融機関は4%以上が求められていますが、当金庫は基準を大きく上っており高い水準の健全性を維持しています。

主な経営指標の推移

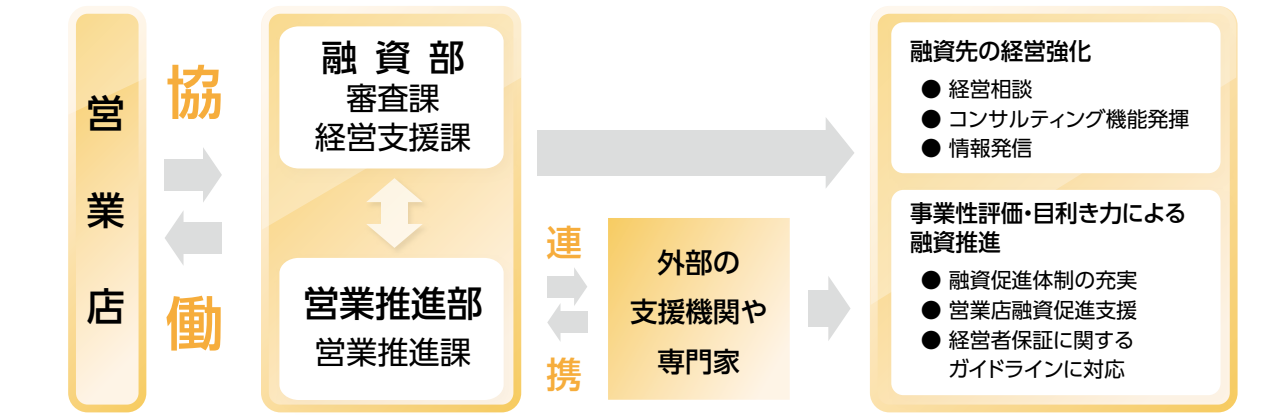
(単位：百万円 %)

		2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
利 益	経常収益	7,430	6,427	6,081	5,963	5,868
	経常利益	1,512	1,531	1,596	1,538	1,573
	当期純利益	1,080	1,071	1,134	1,097	1,108
残 高	出資総額	1,188	1,166	1,164	1,162	1,157
	出資総口数 (千口)	2,377	2,332	2,329	2,325	2,315
	純資産額	57,791	58,025	56,277	51,412	50,393
	総資産額	606,877	668,041	674,098	627,861	612,898
	預金積金残高	542,218	559,182	567,407	570,184	556,579
	貸出金残高	155,796	164,605	157,765	153,372	146,738
有価証券残高		204,424	221,753	230,196	221,430	220,600
単体自己資本比率		23.37	24.65	26.86	26.38	27.48
出資配当率		6.0	4.0	4.0	4.0	4.0
出資 1 口当たりの配当金 (円)		30	20	20	20	20
役員数 (人)		15	14	14	14	14
	うち常勤役員数 (人)	10	9	9	9	9
職員数 (人)		325	322	315	297	277
会員数 (人)		33,716	32,573	32,462	32,268	31,963

(注) 総資産には債務保証見返勘定を含んでいます。

企業の活力を支援する取組み

当金庫では、企業経営のさまざまな課題について中小企業診断士がお客様からの相談内容に応じて、財務改善を中心とした経営診断、経営計画等の策定などのお手伝いをいたします。また、信用保証協会、政府系金融機関や地元商工会と協調し、お客様と強固な信頼関係を構築いたします。より専門的な支援として、地元公認会計士や中小企業活性化協議会とも連携し、再生支援を行います。



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

2023 年度は、地域金融機関としての社会的使命を果たすため、次のことを重点施策として中小企業の経営支援、地域経済活性化への貢献に積極的に取り組みました。

また、2016 年 9 月に金融庁から金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価するための指標として「金融仲介機能のベンチマーク」が公表され、当庫の取り組みの自主点検、自主評価のためにベンチマーク指標を活用しています。

中小企業向け融資							
全取引先数		(単位：社)		割合		メイン取引先数	
4,081	うちメイン先	2,545	62.4%	2,545	うち経営指標等が改善した先	401	
全取引先残高		(単位：億円)		割合		メイン取引先残高	
1,105	うちメイン先	790	71.5%	790	うち経営指標等が改善した先	179	
	うち保証協会付	428	38.7%				
	うち 100%保証付	54	4.9%				

メイン先とは
①借入金（役員借入金除く）のシェアが取引金融機関の中で主力である。
②売上金の入金、また決済資金のメイン取引がある。
③取引状況も一定のシェアがあり、経営指導等の関係構築が他行よりも強固である
①②③を総合的に判断して決定しています。

1. 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

お取引先の経営課題を把握・分析した上で、資金供給者の役割のみならず、取引先企業に対するコンサルティング支援を行いました。また、企業の経営課題に応じて支援に取組み、地域経済の活性化のための資金供給や情報提供・経営相談・改善支援などを行いました。貸出条件の変更等にも真摯に対応し、資金繰りの円滑化を図りました。

① お取引先との信頼関係を深化させ、財務・定性情報に基づいた実態把握と経営課題の把握・共有に努めました。事業の持続可能性を見極め、最適なソリューションの提案に努めました。
＜経営支援先として 40 先を選定、うち新規改善支援取組み 8 先、改善計画策定 5 先＞。

② 外部機関と連携し、専門的な支援を行いました。

(単位：社)	2022 年度	2023 年度
外部専門家を活用して本業支援を行った取引先数	26	19

外部機関・専門家等と連携した経営改善・本業支援等 196 件（兵庫県信用保証協会、中小企業基盤整備機構、ひょうご産業活性化センター、兵庫県よろず支援拠点 など）

③ 企業の経営課題に応じて、各種の中小企業支援施策を活用した支援を行いました。

(単位：社)	2022 年度	2023 年度
取引先の本業支援に関連する中小企業支援策の活用を支援した先数	23	38
取引先の本業支援のため、他の金融機関と提携・連携した先数	3	1
取引先の本業支援のため、政府系金融機関と提携・連携した先数	29	11

●創業・新規事業開拓の支援

・事業の成長可能性を評価し、地域の活性化に向けた支援を行いました。＜創業・新事業融資 52 件 462 百万円＞
・日本政策金融公庫と連携した開業支援を行いました。＜創業関連 9 件 86 百万円＞

		2022 年度	2023 年度
当庫が関与した創業件数	(単位：件)	52	32
当庫が関与した第二創業件数	(単位：件)	3	1
創業支援先数 (単位：社)	創業計画の策定支援	2	0
	創業期の取引先への融資	48	30
	うち プロパー融資	15	7
	うち 信用保証付き融資	33	23

●成長段階における支援

・融資審査能力・目利き力の向上等の人材開発に努め、事業性評価に基づいた融資に努めました。
＜設備投資など「成長・育成」につながる新規融資 179 件 3,508 百万円＞
・新たな販路獲得の支援を行いました。
「川上・川下ビジネスネットワーク事業」新たに 6 社の企業調査の他、39 件のビジネスマッチングを実施しました。
・日本政策金融公庫と連携した支援を行いました。＜成長関連 2 件 28 百万円＞
・「ものづくり補助金」「事業再構築補助金」等の申請に関し、手続きの支援や資金調達のアドバイスをを行いました。
＜補助金採択等 23 件 241 百万円＞＜協調した融資 21 件 294 百万円＞
・事業価値を見極め、担保・保証に過度に依存しない融資審査を進めました。

●経営改善・事業再生、条件変更等の支援

・改善計画の策定や条件変更等においても、お取引先の実態と申込み内容の妥当性と実現可能性を検証し、資金繰りの円滑化支援を行いました。また、必要に応じて他の金融機関等と緊密な連携を図りました。
・貸付の条件変更先からの新規融資の申込みに対しても、改善計画の内容や債務償還能力を検証し適切に対応しました。＜円滑化関連 41 件 939 百万円＞
・中小企業者の債務者区分ランクアップ実績 48 先（うち、集中的に支援を行っている経営支援先 4 先）
・事業の持続可能性が見込まれない先に対しては、経営者の生活再建や当該企業の取引先への影響を踏まえ慎重に対応し、円滑な債務整理に向けた支援を行いました。

●経営支援等の取組み実績（2023 年 4 月～ 2024 年 3 月）

		期初 債務者数	うち経営改善支 援取組み先数				経営改善支 援取組み率	ラ ン ク ア ッ プ 率	再 生 計 画 策 定 率
			α	α のうち期末に債 務者区分がランク アップした先数 β	α のうち期末に債 務者区分が変化し なかった先数 γ	α のうち再生計画 を策定した先数 δ			
		A	α	β	γ	δ	α/A	β/α	δ/α
正常先 ①		3,363	3		3	1	0.1		33.3
要 注 意 先	うちその他要注意先 ②	599	22	1	18	13	3.7	4.5	59.1
	うち要管理先 ③	27	1	0	1	0	3.7	0.0	0.0
破綻懸念先 ④		128	14	4	10	10	10.9	28.6	71.4
実質破綻先 ⑤		87	0	0	0	0	0.0	—	—
破綻先 ⑥		18	0	0	0	0	0.0	—	—
	小計（②～⑥の計）	859	37	5	29	23	4.3	13.5	62.2
合 計		4,222	40	5	32	24	0.9	12.5	60.0

※「期初債務者数」は、法人・個人事業主です。
※ランクアップとは、ご融資先の財務や経営状況に応じてランク分けした「債務者区分」が経営の改善により、上位の区分に変更になることをいいます。

●事業承継への支援

・兵庫県事業承継ネットワークに参加し、事業承継診断を実施しました。

2. 地域の面的再生への積極的な参画

地方創生に向けた金融機関の役割を踏まえ、地域の各種団体等との連携を深めた地域活性化への貢献に取り組めました。

● 地域の各種団体等との連携

地元の地方公共団体や商工会等と連携した会議等に参加しました。

3. 地域や利用者に対する積極的な情報発信

お取引先の利便性の向上に向け、積極的な情報発信を行いました。

- NBC（なかしんビジネスクラブ）の運営を通じ、レポート配信、ビジネスに役立つ小冊子の送付など経営情報の提供を行いました。
- なかしん年金友の会「わくわく倶・楽・部」、職域先「ウキウキ倶楽部」の優待サービスを充実させ、地元観光業者の広告と販促に貢献しました。
- 地域景気動向調査を定期的（年4回）に実施し、分析結果を情報としてホームページに掲載し還元しました。
- CS（顧客満足度）アンケート調査を行い、意見箱の活用と併せて、より多くの会員や利用者の方々のご意見、ニーズにお応えできるよう適切な対応に努めました。＜CSアンケート無作為抽出郵送先数2,500先、うち回答数 610先＞



金融円滑化管理体制

- ◇総括責任者…………… 理事長
- ◇管理責任者…………… 融資部担当役員
- ◇営業店責任者…………… 支店長
- ◇営業店相談窓口担当者…………… 各支店融資担当役員
- ◇経営支援・苦情相談窓口…………… 融資部経営支援課担当者

3. 借入れ条件の変更等に係る苦情・相談を適切に行うための体制

借入れ条件の変更等に係る苦情・相談を適切に行うために、各営業店においては「金融円滑化ご相談窓口」を設けて「相談窓口担当者」を配置し、本部においては「経営支援・苦情相談窓口」を開設し、借入れ条件の変更等に係るお客様からの苦情・相談に営業店、関連部署と連携のうえ適切に対応しています。

4. 中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制

中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うために、経営相談や経営指導の専任部署として、融資部内に経営支援課を設置しており、営業店と一体となってお客様の経営の改善や事業再生の支援を行います。

「経営者保証ガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、2023年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は492件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は23.8%、保証契約を解除した件数は24件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り）は0件です。

経営者保証に関する取組方針

中兵庫信用金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着していくために、以下の通り取り組みます。

- お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以上

中小企業者等の金融円滑化に向けた基本方針

当金庫は、相互扶助の理念の下、地域の中小企業者の方や個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融機関としての社会的使命を果たしてまいります。

1. 地域の中小企業者の方や個人のお客様の実態把握等を十分行い、必要で安定した資金を円滑に供給していくことが、地域金融機関の最も重要な役割であると考え、積極的な金融仲介機能を発揮していきます。
2. 事業資金や住宅資金を借入されているお客様から、条件変更等について相談や申出があった場合には、その要請を真摯に受け止め、抱えておられる課題解決に向けてきめ細かな対応を行います。
3. 経営相談や経営再建計画の要請等に対しても、十分な話し合いを行い、お客様と一体となって事業等についての改善や再生のための経営支援に取り組めます。
4. お客様からの申出について、他業態も含め関係する他の金融機関等がある場合には、他の金融機関等と緊密な連携を図りながら、地域金融の円滑化に努めます。
5. 金融円滑化に関する取組みがより適切で有効に機能するように、組織的な管理体制や職員に対する研修・指導等についても、適宜見直しや改善をはかります。

金融円滑化への取組みについて

中小企業者の方や住宅ローンをご利用のお客様からのご相談に幅広くお応えし、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めています。

1. 金融円滑化管理に関する方針

当金庫は、地域の健全な事業を営む中小企業及び個人のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことは、当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理体制の下、金融仲介機能を積極的に発揮していきます。

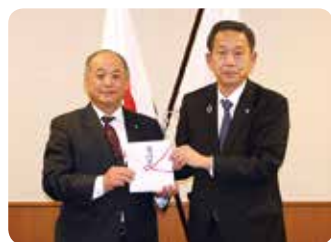
2. 借入条件の変更等の申込みに対する対応状況を把握するための体制

借入条件の変更等のお申込みに対する対応状況を適切に把握するため体制を整備し、お客様からのご相談・お申込みに積極的に対応しています。

トピックス

若鮎募金

地域社会を担っていく子供たちを育成する一助とする目的で、誰もが気軽に参加できる地域社会貢献活動として、毎月100円ずつ役職員が募金を行っています。2023年度中に集まった募金額360,600円を加東市に寄付しました。



トライやる・ウィーク

中学生の体験活動週間「トライやる・ウィーク」。各営業店で地元中学生にコロナ感染予防を徹底した中で金融業務を体験していただきました。



企業版ふるさと納税

元日に発生した能登半島地震により甚大な被害を受けた石川県輪島市ならびに珠洲市に対し、復旧・復興の一助として、それぞれ100万円ずつ寄付しました。

セミナー

「NBC新入社員・若手社員ステップアップセミナー」を行いました。地元企業・団体など約90名に参加していただきました。



なかしんふるさと賞

『なかしんふるさと賞』は創立30周年を記念して創設した「なかしん地域振興基金」の記念事業として、1999年より開始しました。これまで、ふるさとの中であって、永年ひたむきな情熱をもって地域に貢献されている方々を表彰し、広く地域の皆さまにご紹介させていただいています。第23回目の贈呈式を10月26日に三田本部にて行いました。本年度は10の団体・個人を顕彰しました。



なかしん講演会

「未来を拓くための思考と行動」と題し、福岡ソフトバンクホークス元監督の工藤公康氏に若手時代から振り返り、監督時代に至るまでの経験談やそこで得た指導者として考えるについてユーモアを交えて講演していただきました。



個別商談会

コロナ禍で中止を余儀なくされておりましたが、魅力あふれる商品や地域産品等を紹介することで販路開拓を図るべく「なかしん個別商談会」を5年振りに開催しました。



地域行事への参加

三田まつり

8月5日、4年ぶりに開催された「三田まつり」の総踊りに参加しました。



信用金庫の日の活動

交通立番

2023年度も子供たちの通学路の交差点で、定期的に安全確保のための交通立番を行っておりますが、信用金庫の日も実施しました。



清掃活動

地域の皆さまへの感謝の気持ちを込めて、全店一斉に店舗の周辺道路や公園・公共施設等の清掃活動を行いました。



献血

地域貢献活動の一環として三田本部において献血を行いました。



お知らせ

なかしんアカデミー

諸般の事情で大学進学することが叶わなかった当金庫職員に対し、「なかしんアカデミー」と称した通信制大学卒業資格取得助成制度を設けています。なかしんは、職員の“学び”を応援しています。



ウディタウン支店は土曜・日曜日も営業しています。

ウディタウン支店は、土曜・日曜日も休まず営業しており、より親しみの持てる明るい店舗と職員の爽やかな笑顔で皆さまのご来店をお待ちしております。
平日
(営業時間 9:00~15:00 まで)
土・日
(営業時間 10:00~16:00 まで)
(但し年末年始・祝日は除く)



広報誌「ふれあいの発行」

身近な話題や情報を掲載した広報誌を定期的に発行しております。(年4回 春・夏・秋・冬)



SDGsへの取り組みについて

中兵庫信用金庫は、国連で採択されたSDGs(持続可能な開発目標)の目指す取り組みに賛同し、その達成に向けた取り組みを通じて、持続可能な社会の実現に努めてまいります。



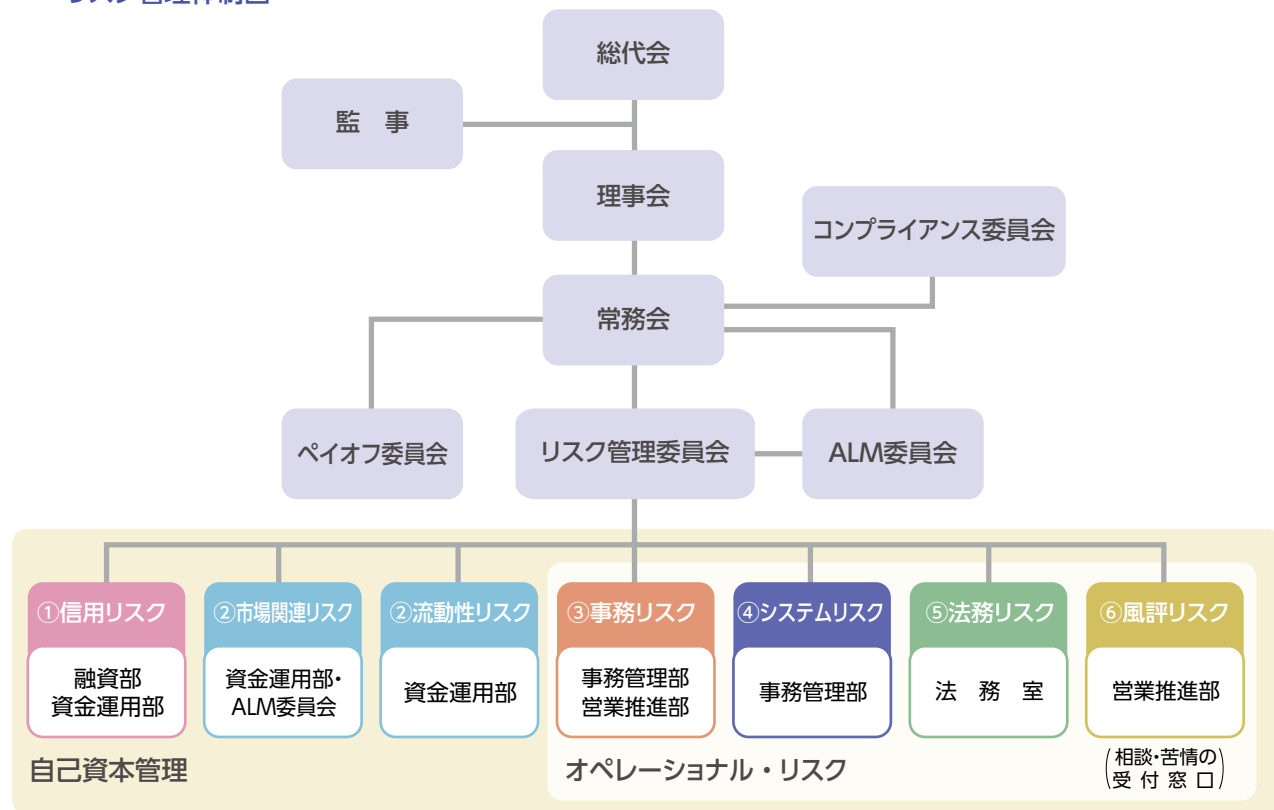
リスク管理体制

リスク管理の基本方針と体制

金融の自由化・国際化の進展やIT化による金融技術の発展等により、金融機関の業務は一段と多様化し、複雑化しており、経営においてリスク管理の重要性が飛躍的に高まっています。

当金庫は、内部管理体制の強化を最重要の経営課題と位置づけ、各リスク毎に責任部門を定めるとともにリスク管理委員会により統括管理し、リスクカテゴリーごとの方法で評価したリスクを総体的に捉え、自己資本等経営体力と対比・運営していくことによって、自己管理型のリスク管理を行う「統合的リスク管理」体制を構築しています。

リスク管理体制図



①信用リスク

融資業務にあたっては、財務分析システムを利用して、独自の審査基準に基づいた融資をおこなっています。また、地域特性にも十分配慮しながら、大口の融資や特定の業種にかたよらない、バランスの取れた融資にも留意しています。

③事務リスク

事務取扱いのうえでのトラブルや事故を未然に防止するために、事務取扱いの指導や監査を強化し、堅固な事務管理体制の構築に努めています。また、コンピュータシステムや事務手続き面のチェック機能の充実にも努めています。

⑤法務リスク

金庫経営、金庫取引等に係る法令・庫内規程等に違反する行為やその恐れのある行為が発生しないよう、法務リスクについての的確に把握し、適正な管理を行い、企業倫理の確立と法令遵守の企業風土醸成、信用維持・確保を図るよう努めています。

②市場関連リスク・流動性リスク

金利変動リスク、価格変動リスク、市場流動性リスクなど諸リスクの管理のために ALM（資産負債総合管理）を実施しています。また、有価証券の運用については、厳格な管理のもとに、安全性と確実性を重視した運用をおこない、安定的な収益確保に努めています。

④システムリスク

システムの管理体制については、相互牽制機能が働く体制を整えるとともに、重要なデータファイルやプログラムの破損、コンピュータシステムの障害時に備えてバックアップ体制を構築して、システムリスクの管理徹底に努めています。

⑥風評リスク

企業活動では常につきまとうリスクですが、日頃の業務活動のなかで風評リスクに関する情報の収集を図り、速やかに対応するように努めています。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の資産運用目的、知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際に、当金庫はお客様に適正な判断をしていただくため、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、窓口までお問い合わせください。

「振り込め詐欺救済法」に関するお問合せ窓口について

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（振り込め詐欺救済法）が2008年6月21日に施行されました。

この法律は、特殊詐欺等の犯罪に利用された口座に残っている犯罪被害金を、被害者の方に返還するルールを定めたものです。

特殊詐欺等の被害に遭われた方は、速やかに金融機関にご相談ください。

なお、当金庫の口座に振り込まれた場合には、下記の問合せ窓口にてご相談をお受け致します。

当金庫以外の金融機関の口座に振り込まれた場合は、該当する金融機関へご連絡していただき、お手続きをお願い致します。

【お問合せ窓口】

中兵庫信用金庫 営業推進部

○電話番号 (フリーダイヤル) 0120-748-915

○本支店 電話番号は店舗一覧(48ページ)をご参照ください

○受付時間 平日(月～金曜日) 9:00～17:00(祝日と年末年始は除く)

被害者の方の手続きの流れ、犯罪利用預金口座の情報については、預金保険機構のホームページにてご覧頂けます。

預金保険機構のホームページ <https://furikomesagi.dic.go.jp/>

預金小切手を活用した特殊詐欺被害防止対策(通称:預手プラン)の実施について

当金庫は、兵庫県警察本部および京都府警察本部と連携し、振り込め詐欺などの特殊詐欺被害を未然に防止するため、2015年6月15日より「預金小切手を活用した特殊詐欺被害防止対策(通称:預手プラン)」を実施しております。

「預手プラン」では、ご高齢のお客様が窓口で高額のお金出金を希望される場合に、警察からの要請により、資金使途をご確認させていただくとともに、お振込みや預金小切手のご利用を勧めさせていただきます。

また、必要に応じて、お客様が詐欺被害に遭われていないか、警察官が確認をさせていただく場合がございますので、特殊詐欺被害を撲滅するため、お客様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

※ 預金小切手(自己宛小切手)は、当金庫が自らを支払人として振出す小切手のことです。

自分(当金庫)に対して支払いを依頼するので「自己宛」といいます。

現金化する際には、受取人の取引金融機関の口座へ入金するよう取立依頼をするため、現金化するまでに一定の時間を要し、この間に支払先を特定できる可能性が高いことから、万が一詐欺に遭われても、被害防止と犯人逮捕につながります。

※ 詐欺被害の防止ばかりでなく、①当金庫が支払人であるため安心してご利用いただける、②大きな金額でも一枚で済むので持ち運びに便利、③紛失や盗難にあった場合にも、現金に比べて被害を防ぐ可能性が高い、などの利点があります。

【お問合せ先】

中兵庫信用金庫 営業推進部

○電話番号 (フリーダイヤル) 0120-748-915

○受付時間 平日(月～金曜日) 9:00～17:00(祝日と年末年始は除く)

「インターネットバンキング（ＩＢ）の不正アクセス」について

全国の金融機関で、お客様に身に覚えのない預金の不正な払出しが多発しております。その殆どは、コンピュータウイルスに感染したパソコンからＩＤ・パスワードを不正に取得した者が、本人を騙ってログインし、不正にアクセス・資金を移動させる手口となっております。

つきましては、不正なアクセスによる被害に遭わないために、日頃から心がけていただきたい注意点をご紹介します。

OS・ブラウザを最新の状態にするとともに、セキュリティ対策ソフトを導入してください。 セキュリティ対策ソフトの使用期限が過ぎていないか確認して下さい。

セキュリティ対策を行っていないパソコンはコンピュータウイルスに非常に高い確率で感染します。ウイルス感染を防止するために、OSやブラウザ、セキュリティ対策ソフトやその他ソフトウェアのアップデートを実施し、最新の状態として下さい。

インターネットバンキング専用セキュリティ対策ソフト「ラポート（Rapport）」（無料）をご利用ください。

ラポートはインターネットバンキングを狙ったウイルスの検知・駆除およびインターネットバンキングでの通信情報の改ざん防止を行うソフトです。このソフトは当金庫のインターネットバンキングのサイトからダウンロードでき、無料でご利用いただけます。現在ご使用中のセキュリティ対策ソフトと併用してご利用ください。

お振込の際はワンタイムパスワードが必要です。

インターネットバンキングで振込される場合はワンタイムパスワードのご利用が「必須」となっております。ワンタイムパスワードは、30秒間で変更され、1度しか利用できない使い捨てのパスワードです。詐欺・不正利用が困難なワンタイムパスワードをご利用いただく事で、第三者による不正利用を防ぐことが可能となります。

不正に情報を入力させる表示画面に注意して下さい。

インターネットバンキングにおいて、パソコンがコンピュータウイルスに感染することにより、ログイン後に、不正な画面を表示させ、確認番号等を入力させようとする事象を確認しております。確認番号等を要求された場合、絶対に確認番号等を入力しないでください。万が一、ログインパスワードや確認番号等を入力してしまった場合は、至急当金庫にご連絡下さい。

ウイルス感染警告等を騙ったサポート詐欺に注意してください

「サポート詐欺」による被害が全国で増加しています。サポート詐欺は、パソコンでインターネットを使用中に突然「ウイルスに感染した」等の警告画面や警告音を出し、それらをきっかけに警告画面上に表示されている電話番号に電話をかけさせ偽のサポートに誘導し、サポート料金等をインターネットバンキングで送金するためにログインを誘導する、などの方法により不正送金させる犯罪手口です。

パソコン上に突然警告画面や警告音を出し、電話をかけさせようとするのは詐欺です。パソコン利用中に突然警告画面や警告音が出ても、慌てて画面に表示されている連絡先には電話をせず、最寄りの警察署にご相談ください。

もし、おかしいと気づいたら

こまめに残高確認・入出金照会・通帳記帳を実施していただくことで、身に覚えのない取引があった場合、その後に発生する被害を最小限にとどめることが出来ますので、ご自身の取引はこまめにご確認下さい。もしおかしいと思われた場合には、お取引店舗もしくは当金庫の事務管理部（0795-82-8862）までご連絡ください。

【お問合せ先】 中兵庫信用金庫 事務管理部事務集中課

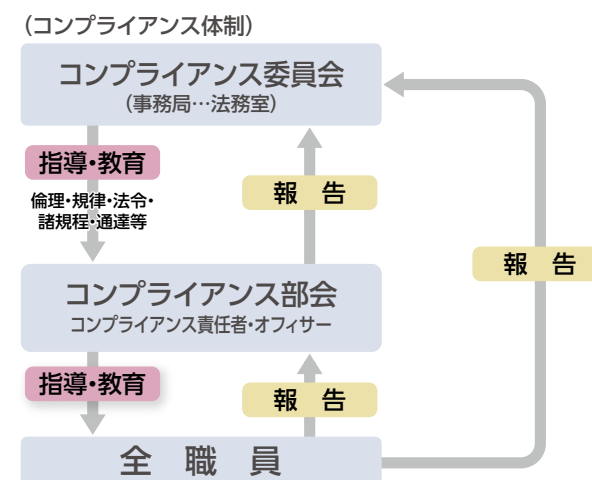
電話番号 0795-82-8862

受付時間 平日（月～金曜日）9：00～17：00（祝日と年末年始は除く）

法令等の遵守態勢（コンプライアンス）

当金庫は、高い企業倫理に従って透明で公正な事業活動をおこなうために、法令等遵守の徹底に向けた取組みをおこなっています。具体的には、企業倫理が社会の秩序を維持し、安定を確保し、繁栄をもたらすために不可欠なものであるという観点から、「中兵庫信用金庫倫理綱領」を制定しております。また、法令等遵守の実践計画を定めた「コンプライアンス・プログラム」と、法令等遵守を実現するための具体的な手引書として、「コンプライアンス・マニュアル」も制定しております。

法令等遵守態勢の組織的な運営面においては、理事長を委員長とし、常勤役員を委員とする「コンプライアンス委員会」を設置し、本部、営業店には「コンプライアンス部会」を設け、法令等遵守態勢の徹底を図るとともに、法令等遵守に関する情報を管理し指導しています。



反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

お客さま本位の業務運営に関する取組み方針

当金庫は、お客さまの安定的な資産形成とお客さま本位の業務運営を実現するために、「お客さま本位の業務運営に関する取組み方針」を定め、より良い業務運営を実現するため、全役職員はこれを遵守するとともに、定期的な見直しを行い、一層の改善と態勢整備に努めます。

1. 当金庫は、高度の専門性と職業倫理を保持し、お客さまに対して誠実・公正に業務を行い、お客さまの最善の利益を図るために、お客さま本位の良質な金融商品やサービスを提供します。
2. 当金庫は、利益相反管理方針を定め、お客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるために、不公平な取引によりお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理します。
3. 当金庫は、金融商品やサービスに関する重要な情報やお客さまが負担する手数料、その他の費用等の情報をお客さまが理解できるよう分かりやすく提供します。
4. 当金庫は、お客さまの資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、お客さまにふさわしい金融商品やサービスを提供します。
5. 当金庫は、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、お客さま本位の業務運営が企業文化として定着するよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（2003 年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（2013 年法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情対応に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫法務室までご連絡下さい。

【個人情報に関する相談窓口】 中兵庫信用金庫 法務室
住 所：〒669-1321 三田市けやき台 1-4-3
電話番号：079-569-7152

金融 ADR 制度への対応

苦情処理措置

苦情については、下記のいずれかにお申し出ください。公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター等で公表しています。

- ・営 業 店（電話番号は 48 ページ参照）
- ・営業推進部（電話：0120-748-915 フリーダイヤル）

紛争解決措置

紛争については、上記営業推進部または全国しんきん相談所（9:00～17:00、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば次の外部機関にお取次ぎ、または直接お申し出いただくことにより、解決を図ることができます。

- ・兵庫県弁護士会紛争解決センター（電話：078-341-8227）
- ・東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）
- ・第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）
- ・第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

なお、東京三弁護士会は東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫営業推進部」にお尋ねください。

顧客保護等管理方針

当金庫は、信用金庫法その他法令等により営む業務の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下「顧客」という。）の保護および便利向上の重要性を十分に認識し、顧客保護等管理態勢の整備・確立に向けて方針を定め、組織全体に周知させるとともに、方針策定プロセスの有効性を検証し適時に見直しを行います。

1. 顧客に対する取引または商品の説明および情報提供については、顧客の知識、経験、財産の状況および契約締結目的等を踏まえ、適切かつ十分に対応します。
2. 顧客からの苦情・問い合わせ・要望・相談及び紛争等については、顧客の理解と納得を得よう適切かつ十分に対応します。
3. 顧客にかかる情報については、情報の漏洩、紛失または毀損等を防止し、適切に管理します。
4. 業務の外部委託については、顧客にかかる情報の管理や顧客への対応が的確に行なわれるよう委託先を適切に監督します。
5. 顧客との取引において、顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理します。

障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みについて

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、金融機関には障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障がいに対する合理的な配慮が求められています。当金庫は、個々のお客様にあった最適な金融サービスを提供することにより地域社会へ貢献するという基本認識のもと、障がいのある方にも健常者と同等の金融サービスを提供できるよう親切・丁寧な対応を行い、利便性の向上に取組んでいます。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策ポリシー

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与（以下、「マネロン等」という。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針
当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。
2. 管理態勢
当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の統括部署を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。
3. リスクベース・アプローチ
リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。
4. 顧客の管理方針
新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証跡資料等の提出を求めます。
5. 疑わしい取引の届出
営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。
6. 経済制裁及び資産凍結
取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。
7. 役職員の研修
マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。
8. 実効性の検証
マネロン等リスク管理態勢について、統括部署による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的を実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。
9. 顧客からの理解促進
新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。

預金業務

(2024 年 6 月 1 日現在)

主な預金商品

商 品 名		商 品 内 容	お預入期間・積立期間		お預入金額
当 座 預 金		手形や小切手が利用できます。	出し入れ自由		1 円以上
普 通 預 金		給与・年金等の受取や自動振替による支払等の決済機能を持った預金です。	出し入れ自由		1 円以上
普 通 預 金 〔 無 利 息 型 〕		お利息はつきませんが、全額保護される普通預金です。現在ご利用中の普通預金・定期性総合口座からそのまま変更できます。	出し入れ自由		1 円以上
貯 蓄 預 金		10 万円と 30 万円のいずれかを最低残高とする 2 種類があり、普通預金に比べ利率は高く設定されています。ご利用いただけるのは個人の方のみです。	出し入れ自由 但し、30 万円型は払出しに別途手数料を申し受ける場合があります。		1 円以上
納 税 準 備 預 金		納税を目的とした預金で、納税資金の準備に便利です。マル優とは別枠で非課税となります。	原則納税目的の支払のみ		1 円以上
通 知 預 金		まとまった資金を短期間運用するのに適しています。	7 日以上		1 万円以上
定期性総合口座		普通預金に定期預金または定期積金をセットしたもので「貯める・支払う・受取る・借りる」の機能を持った便利な口座です。普通預金の機能のほかに、口座にセットした定期預金または定期積金の残高を担保に、その合計額の 90%（最高 200 万円）まで自動的に融資がご利用いただけます。			セットできる定期預金・定期積金 定期預金 10,000 円以上 定期積金掛込額 1,000 円以上
定期積金	スーパ－積金	毎月一定金額を一定の日に一定期間積みたてていただく商品です。	6 ヶ月以上 5 年以内		掛込額 1,000 円以上
財形預金	財形年金預金	お勤め先との提携により、給与・ボーナスから天引きされます。財形住宅預金と合算で 550 万円まで非課税です。	5 年以上		1,000 円以上
	財形住宅預金	お勤め先との提携により、給与・ボーナスから天引きされます。財形年金預金と合算で 550 万円まで非課税です。	5 年以上		1,000 円以上
	一般財形預金	お勤め先との提携により、給与・ボーナスから天引きされます。利息については源泉分離課税となります。	3 年以上		1,000 円以上
定期預金	スーパ－定期	預入金額が 300 万円未満と 300 万円以上の 2 種類があり、預入期間は 1 ヶ月以上 10 年以内で選択ができます。3 年以上については、個人の方に限り複利型（半年複利）もご利用いただけます。	単利型 複利型		1,000 円以上 1,000 万円未満
			法人・個人 個人		
	【定型方式】 1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、 1年、2年、3年、4年、5年、 7年、10年 【満期日指定方式】 1ヶ月超 10 年未満		【定型方式】 3 年、4 年、5 年、 7 年、10 年 【満期日指定方式】 3 年超 10 年未満		
	定 額 複 金	預入期間は 5 年ですが、据置期間の 6 ヶ月経過後はいつでも引き出すことができます。ご利用いただけるのは、個人の方のみです。利息は半年毎に複利計算されます。	5 年		10,000 円以上 1,000 万円未満
	期 日 指 定 金	預入期間は 3 年ですが、据置期間の 1 年経過後は 1 ヶ月前までにご連絡いただければ全額または一部を引出すことができます。ご利用いただけるのは、個人の方のみです。	最長 3 年		1,000 円以上 300 万円未満
	大 口 定 金	1,000 万円以上のまとまった資金運用に適した預金です。分散している資金をまとめて、より有利な運用が可能です。	1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、 3年、4年、5年、7年、10年 の定型方式と、1ヶ月超10年未 満の期日指定方式があります。		1,000 万円以上
変動金利定期預金	変 動 金 利 定 期 預 金	預入期間は 1 年、2 年、3 年があり、金融市場の動向により適用される金利は 6 ヶ月毎に変動します。個人の方に限り 3 年の複利型（半年複利）もご利用いただけます。	単利型 複利型		1,000 円以上
			法人・個人 個人		
	【定型方式】 1 年、2 年、3 年 【満期日指定方式】 1 年超 3 年未満		【定型方式】 3 年		
積立定期預金		預入期間 15 年以内で自由に設定ができ、任意の金額を任意の日に積立て、指定満期日に一括受取ができます。	15 年以内		1 回当たり 1,000 円以上 300 万円未満

年金商品のご案内

年金をなかしんでお受取りいただくと、**次の特典**が受けられます！



- その1 提携有名ホテル・旅館・ゴルフ場等の施設にて、施設利用時に利用券を提示することで、様々な優待サービスが受けられる「わくわく倶・楽・部」がご利用いただけます。
- その2 お誕生日には素敵な「バースデープレゼント」をお届けします。
- その3 店頭表示金利+0.10%「**年金定期預金**」がご利用いただけます。(お一人様 300 万円まで)
- その4 年金受取ご指定普通預金口座の金利+0.005%「**年金サポート**」がご利用いただけます。(残高 200 万円まで)
- その5 定期積金店頭表示金利+0.10%「**松竹梅積立**」がご利用いただけます。(契約金額は 500 万円まで)
- その6 「**年金友の会**」親睦旅行をご案内させていただきます。
- その7 「**ポイントサービス**」で 30 ポイント加算！商品を選ぶ楽しみが増えます。
- その8 満 58 歳以上 65 歳未満で当金庫で公的年金のお受取りをご予約いただくと、店頭表示金利 +0.08%で「**年金予約定期預金**」がご利用いただけます。(お一人様 100 万円以上 300 万円まで)
- その9 ご予約のお客様には「**素敵なプレゼント**」をご用意しております。

なかしんスマートフォン口座のご案内

なかしんスマートフォン口座とは？

スマートフォンに「しんきん通帳アプリ」をダウンロードし、利用開始手続きをしていただくことで、いつでもどこでも、残高や入出金明細が照会できます。

また、「紙通帳」を利用しない「通帳レス」機能を追加して、アプリ内の「アプリ通帳」へ切替いただけます。「アプリ通帳」に切替いただくと、ATM や窓口で通帳記帳や繰越をする必要がなく、通帳紛失の心配もなくなります。

お申込手続き・手数料は不要

「なかしんスマートフォン口座」のご利用は、窓口での手続きは不要で、アプリ内から手続きが可能です。アプリ利用料は無料ですが、アプリのダウンロードやアプリ利用時にかかるパケット通信料はお客さまのご負担となります。

ご利用いただける方

個人のお客さま（個人事業主のお客さま含む）で、キャッシュカード発行済みの普通預金口座（総合口座含む）、または無利息型普通預金をお持ちの方。

ご利用可能時間

平日（月～金曜日）（祝日含む）	0：00 ～ 24：00
土曜日	0：00 ～ 22：00
日曜日	8：00 ～ 24：00

毎日0：00～0：00：10（10秒間） および5：00～5：20（20分間）は、サービス停止となります。
※詳しくは、お取引店にお問い合わせください。

融資業務

(2024 年 6 月 1 日現在)

事業資金の主な商品

商 品 名	ご融資金額	ご融資期間	資金のお使いみち
Long サポート	お申込金額により審査	15 年以内	事業性資金
フィットビジネス （個人事業主向け）	10 万円以上 500 万円以下	6 ヶ月以上 10 年以内	事業性資金（ただし、投資資金は除く）
商用車ローン （個人事業主・兼業農家向け）	10 万円以上 1,000 万円以内	6 ヶ月以上 10 年以内	商用車の購入（ただし、自家用登録に限る）・借換資金

住宅資金の主な商品

商 品 名	ご融資金額	ご融資期間	資金のお使いみち
しんきん住宅ローン	1 億円以内	40 年以内	住宅の購入、新築、増改築、住宅用の土地購入、住宅ローンの借換資金（有担保・保証料必要）
しんきん無担保住宅ローン	2,000 万円以内	20 年以内	不動産の購入、新築、増改築、住宅ローンの借換資金（無担保・保証料必要）
住宅ローン「すまいる家族」 「すまいる家族 Plus」	3,000 万円以内	30 年以内	住宅の購入、新築、住宅ローンの借換資金（有担保・手数料必要）

カードローンの主な商品

商 品 名	ご融資金額	ご融資期間	資金のお使いみち
きゃっする	500 万円以内	1 年（自動更新）	原則自由（ただし事業資金、投機資金は除く）
しんきん新教育カードローン	500 万円以内	14 年 9 ヶ月以内 （うち貸越利用期間 4 年 9 ヶ月以内）	学生生活を維持するために必要な資金（入学金、授業料等）
カードローン「ベスト」	100 万円以内	1 年（自動更新）	原則自由（ただし事業資金、投機資金は除く）

個人ローンの主な商品

商 品 名	ご融資金額	ご融資期間	資金のお使いみち
フ リ ー ロ ー ン	500 万円以内	3 ヶ月以上 10 年以内	自由（投機資金は除く）
カ ー ラ イ フ プ ラ ン	1,000 万円以内	3 ヶ月以上 15 年以内	自家用車の購入資金等
教 育 プ ラ ン	1,000 万円以内	3 ヶ月以上 16 年以内	入学金、授業料等の教育資金等
子 育 て 応 援 プ ラ ン	100 万円以内	3 ヶ月以上 10 年以内	出産・子育て・小学校入学に必要な費用 (支払済み資金は不可)
シ ニ ア ラ イ フ ロ ー ン	100 万円以内	3 ヶ月以上 10 年以内	家屋増改築資金、自家用車購入、旅行費用等
福 祉 プ ラ ン	500 万円以内	3 ヶ月以上 10 年以内	介護に関係する資金
職 域 サ ポ ー ト ロ ー ン	1,000 万円以内	3 ヶ月以上 15 年以内	自動車関連資金、教育関連資金、住宅・リフォーム関連資金
職 域 フ リ ー ロ ー ン	500 万円以内	3 ヶ月以上 10 年以内	自由（事業性資金・おまとめ資金も可）
ジ ョ イ フ ル	50 万円以上 500 万円以内	6 ヶ月以上 7 年以内	自由（ただし、事業性資金・投機資金は除く）
フ ィ ッ ト	10 万円以上 500 万円以内	6 ヶ月以上 10 年以内	
住 宅 ロ ー ン お 取 引 先 限 定 商 品 き ず な	500 万円以内	6 ヶ月以上 10 年以内	原則自由（他行借換等）ただし、事業性資金・投機資金は除く
住宅サポートローンワイド	500 万円以内	20 年以内	自由（事業・投資資金を除く）
住 宅 サ ポ ー ト ロ ー ン	500 万円以内	40年以内且つ 住宅ローン期 間内	インテリア・家電購入、自家用車購入資金、 本人名義の無担保借り換え資金
ロ ー ド サ ー ビ ス 付 マ イ カ ー ロ ー ン	10 万円以上 1,000 万円以内	6 ヶ月以上 15 年以内	自動車購入資金等
多 目 的 ロ ー ン (デ ン タ ル ロ ー ン)	10 万円以上 500 万円以内	6 ヶ月以上 10 年以内	歯科治療のうちインプラント治療等自由診療に係る費用

1. 融資のご利用に当たっては、一定の基準を満たす必要があり、場合によってはご希望に添えない場合もございます。
2. ご融資の利率等詳しくは、最寄りの窓口でおたずねください。



「なかしん職域サポート」のご案内 企業経営者の皆様！「なかしん職域サポート」を導入しませんか？

☆なかしん職域サポートとは…

当金庫と職域サポート契約を締結いただいた事業所等にお勤めの皆さまへ、当金庫が様々な金利優遇サービスを提供する取組みです。

☆職域サポートをご利用いただける方

- 当金庫と「職域サポート」契約を結ばれている事業所にお勤めの経営者・従業員の皆さま
- お申込時年齢が満 20 歳以上で、安定継続した収入がある方
- 保証会社の保証が受けられる方
- 当金庫の定める融資基準を満たされている方

各種サービス

(2024 年 6 月 1 日現在)

各種サービス・その他

商 品 名	特 色 (内 容)
し ん き ん A T M ゼ ロ ネ ッ ト サ ー ビ ス	なかしんのキャッシュカードを全国の信用金庫 ATM で利用の場合、手数料が無料になります。 (但し、一部の信用金庫は除く。) 無料時間帯 ●平日／8:45 ～ 18:00 の入出金 ●土曜／9:00 ～ 14:00 の入出金
ファームバンキング サ ー ビ ス	オフィスやお茶の間と〈なかしん〉の窓口がドッキングして①振込・振替 ②残高照会 ③取引 明細の各種照会が手軽に受けられます。(総合振込・給与振込も可能)
ペイバイファックス	ファクシミリを使って、ご来店の手間なしに総合振込サービス、給与振込サービスがご利用い ただけます。
な か し ん W E B - F B (法人インターネットバンキング)	お客様のパソコンで、登録いただいたお取引口座の預金残高照会及び入出金明細照会・資金移 動（振込）のサービスがお気軽にご利用できます。
し ん き ん インターネットバンキング	お客様の携帯電話やパソコンで、登録いただいたお取引口座の預金残高照会及び入出金明細照 会・資金移動（振込）のサービスがお気軽にご利用できます。
マルチペイメント ネ ッ ト ワ ー ク (ペ イ ジ ー)	お客様のパソコン・スマートフォンで税金、公共料金、携帯電話料金などの払込等のサービス がお気軽にご利用いただけます。(事前にインターネットバンキングのご契約が必要です。)
テ レ ホ ン バ ン キ ン グ	残高照会・入出金明細照会・資金移動（振込）が、電話一本で簡単にできるサービスです。な かしんのキャッシュカードをお持ちの個人の方であれば、どこからでも（携帯電話の場合）お 気軽にご利用いただけます。
キャッシュカード サ ー ビ ス	当金庫の本支店および総合ATMシステム加盟の全国の金融機関・セブン銀行・ローソン銀行及 び郵便局でキャッシュカードを使って現金の入出金ができます。当金庫のキャッシュコーナーは 営業店（東灘支店を除く28ヵ店）のほか、店外に19ヵ所あり、ご利用時間の延長、振込手数料の 割引やネットワークの拡充に努めています。
デ ビ ッ ト カ ー ド	デビットカード加盟店でお客様がお買物やサービスなどの 代金をお支払いの際に、現在お手持ちの〈なかしん〉のキャッ シュカードを利用して、お支払いができるサービスです。  このマークのあるお店 でご利用いただけます。
パ ッ ク サ ー ビ ス	給与振込または年金振込、定期積金、クレジットカード、当金庫会員、ローン契約等とお取引 が増えるたびに個人ローンの金利がお得になります。(最大 4.50%引き下げ)
ポ イ ン ト サ ー ビ ス	お客様のお取引項目を当金庫の基準によりポイント化し、そのポイント合計に応じて段階的に 景品および各種特典が受けられるサービスです。
し ん き ん 電子記録債権サービス	しんきん電子記録債権サービスは、電子記録債権法に基づきでんさいネットを利用して提供す る決済サービスです。
貸 金 庫	預金証書、権利証、貴金属などを金庫室で安全に保管し、盗難・災害など不慮の事故からお守 りします。
夜 間 金 庫	当金庫の営業時間終了後、お店の売上金などをその日のうちにお預かりします。翌々営業日に ご指定の預金口座に入金されます。
なかしんビジネスクラブ (N B C)	お取引先企業のビジネスに役立つ各種情報の提供や、経営セミナー・相談会・研修等を随時開 催します。企業経営や商談に関するご相談にキメ細かくお応えします。
婦 人 友 の 会	婦人友の会では、年 1 回、観劇や日帰り親睦旅行を行っております。



～ポイントサービス～

毎年 12 月末時点でのお取引内容をポイント化し、
ポイント数に応じて素敵なプレゼントをご用意して
おります!お申込は無料です。

各種手数料関係

※各種手数料には 10%の消費税が含まれています。

(2024 年 6 月 1 日現在)

当金庫の自動機 (ATM) ご利用手数料

■当金庫の通帳・カードをご利用の場合、現金でお振込みの場合

		7:00	8:00	8:45	9:00	14:00	15:00	17:00	18:00	19:00	21:00	22:00	
お 預 け 入 れ	平 日					無 料							
	土 曜					無 料							
	日 ・ 祝 日					無 料							
お 引 き 出 し	平 日	110 円				無 料				110 円			
	土 曜		110 円			無 料				110 円			
	日 ・ 祝 日					110 円							
		時間帯によっては手数料が必要となります。 但し、ポイントサービス 60 点以上先、給与振込、年金振込先は除きます。											
残 高 照 記 入	平 日					無 料							
	土 曜					無 料							
	日 ・ 祝 日					無 料							
定 期 預 金 ・ 定 期 積 金 お 預 け 入 れ	平 日					無 料							
	土 曜					無 料							
	日 ・ 祝 日					無 料							
暗 証 番 号 変 更 出 金 限 度 額 ・ 回 数 変 更	平 日					無 料							
	土 曜					無 料							
	日 ・ 祝 日					無 料							
お 振 込	当庫カード (当庫宛)	平 日	110 円			無 料				110 円			
		土 曜		110 円			無 料			110 円			
		日 ・ 祝 日					110 円						
	当庫カード (他行宛)	平 日	振込手数料+110円		振込手数料				振込手数料+ 110 円				
		土 曜			振込手数料		振込手数料+ 110 円						
		日 ・ 祝 日			振込手数料+ 110 円								
	当庫カード利用の場合		お引出し手数料が必要な時間帯については、振込手数料とは別に手数料がかかります。 但し、ポイントサービス 60 点以上先、給与振込、年金振込先は除きます。										
			振 込 手 数 料										
み	現金振込 (当庫宛)	平 日	ご 利 用 で き ま せ ン										
		土 曜	ご 利 用 で き ま せ ン										
		日 ・ 祝 日	ご 利 用 で き ま せ ン										
お 振 替 え	現金振込 (他行宛)	平 日	振 込 手 数 料										
		土 曜	ご 利 用 で き ま せ ン										
		日 ・ 祝 日	ご 利 用 で き ま せ ン										
		平 日					無 料						
		土 曜					無 料						
		日 ・ 祝 日					無 料						

- (注) 1. 当金庫の同一店内のお振込みについては振込手数料は無料となります。
2. 12 月 31 日は、一覧に記載している曜日・時間帯に応じた手数料が適用されます。
3. 1 月 1 日～3 日は、祝祭日の手数料が適用されます。
4. 土曜日が祝祭日と重なった場合は、祝祭日の手数料が適用されます。
5. 振替休日は祝祭日の手数料が適用されます。
6. 1 日あたりの出金限度額は、50 万円またはお届けいただいた金額までとなります。尚、「お引出し」は 1 回につき 50 万円迄です。
7. 「お預入れ」は、1 回につき枚数 200 枚までです。
8. 硬貨の取り扱いは、土・日・祝日はできません。
9. ご利用時間帯は各店舗・A T Mコーナーにより異なりますのでご注意ください。

しんきん電子記録債権サービス関係手数料

手 数 料 種 別		ご利用形態 (注 1)		備考
		インターネット利用	窓口 (書面代行)	
契約料・基本手数料		月額 1,100 円		
記録請求手数料		対象お取引 1 件ごと		
発生記録	同一支店・本支店	220 円	440 円	債務者請求様式、債権者請求方式
	他行宛	440 円	660 円	
譲渡記録 (注 2)	同一支店・本支店	220 円	440 円	
	他行宛	440 円	660 円	
分割譲渡記録 (注 2)	同一支店・本支店	220 円	440 円	
	他行宛	440 円	660 円	
支払等記録		330 円	440 円	口座間送金決済以外
開示請求	通常開示	無料	2,200 円	
	特例開示		3,300 円 (注3)	
	残高の開示 (都度発行方式)		4,400 円 (注3)	
	残高の開示 (定例発行方式)		2,200 円	
単独保証記録		330 円	440 円	譲渡が随伴しない場合
変更記録				次の変更等は課金対象外 * 利用者属性の変更 * 電子記録の日から起算して 5 営業日以内に行われる電子記録権利者による単独削除 * 予約の取り消し
(債権内容に係る場合)		330 円		
(書面による場合)			2,200 円 (注3)	
支払不能情報照会			3,300 円 (注3)	

- (注) 1. 基本手数料および取扱手数料につきまして、ご指定の口座から自動的に引落しいたします。
2. 当金庫への譲渡記録請求も課金の対象となります。
3. お取引店窓口でのお支払となります。

為替手数料

種 類	内 容			
送金手数料 (1件につき)	普通扱い (送金小切手) 660 円			
振 込 手 数 料 (1 件につき)		振込金額	中兵庫信用金庫あて (同一店内を除く)	他行庫あて (電信扱い)
	窓 口	5 万円未満	110 円	660 円
		5 万円以上	110 円	880 円
	A T Mでの現金によるお振込み	5 万円未満	110 円	440 円
		5 万円以上	110 円	660 円
	A T Mでのキャッシュカードによるお振込み	5 万円未満	無料	440 円
		5 万円以上	無料	660 円
	ファームバンキング ホームバンキング なかしんWEB－F B しんきんインターネットバンキング しんきんテレホンバンキング ペイバイファックス	5 万円未満	無料	330 円
		5 万円以上	無料	550 円
		為替自動振込サービス (別途取扱手数料 1 件につき 55 円必要)	給与・賞与 振込	無料
代 金 取 立 手 数 料 (1 件につき)	区 分	手数料額		
	電子交換所利用	440 円	電子交換所に参加する金融機関宛の小切手・手形・株式配当金領収書等、全てが対象となります。《当金庫の小切手は無料です》	
	上記以外	1,100 円	電子交換所に参加しない金融機関宛の小切手・手形等、郵送対応が必要なものの。	
そ の 他 諸 手 数 料 (1 件につき)	不渡手形返却料	880 円		
	取立手形組戻料	880 円		
	送金・振込の組戻料	880 円		

(注) 1. キャッシュカードによる自動機 (ATM) からの振替振込は 1 日 50 万円以下または、お届けいただいた金額までとなります。現金でのお振込みは 10 万円以下とさせていただきます。

登録料及び管理料等

種 類	内 容				
夜 間 金 庫 利 用 手 数 料	年間基本手数料	33,000 円	但し、夜間金庫専用手入金帳が必要となります。		
貸 金 庫 利 用 手 数 料	大	全 自 動	20,900 円	※サイズについては、各営業店にご確認下さい。	
		自 動	17,600 円		
		手 動	15,400 円		
	中	全 自 動	17,600 円		
		自 動	15,400 円		
		手 動	13,200 円		
	小	全 自 動	15,400 円		
		自 動	13,200 円		
		手 動	11,000 円		
未 利 用 口 座 管 理 手 数 料	1 口座につき	1,320 円	最終入出金日から 2 年以上入出金がなく残高が 1 万円未満の口座を対象とさせていただきます。		
ファームバンキング基本料	月額	2,200 円	但し、機器購入費用および据付工事費、電話回線料等は別途必要になります。		
ホームバンキング基本料	月額	1,100 円			
しんきんANSER サービス	月額	550 円	入出金明細通知なし		
	月額	1,100 円	入出金明細通知あり		
なかしんWEB-FB 基本料	月額	1,100 円	但し、電話回線料、プロバイダへの利用料金は別途必要になります。		
なかしんWEB-FB 基本料 ＋ オプション サービス	月額	2,200 円			
為 替 自 動 振 込 サ ー ビ ス 取 扱 手 数 料	1 件につき	55 円	但し、振込手数料は別途必要になります。		
しんきん自動集金サービス	1 件につき	110 円	東京・関東・甲信越・東北・北陸・東海・近畿・四国・中国・九州・沖縄に本店を置く信用金庫（一部を除く）の場合。		
	1 件につき	165 円	上記以外の信用金庫、銀行・信用組合・農協・ゆうちょ銀行の場合。		
口 座 振 替 手 数 料	1 件につき		[50 円以上×請求件数合計] に消費税を加算したものを申し受けます。		
金 保 護 預 か り 手 数 料	年間基本手数料		[1 g につき 12 円＋ 1,000 円] に消費税を加算したものを申し受けます。		
国 債 保 護 預 か り 手 数 料	年間基本手数料	1,320 円	(月額 100 円＋消費税)		
債 券 取 引 口 座 管 理 料	年間基本手数料	1,320 円	(月額 100 円＋消費税)		
貯 蓄 預 金	払戻し 1 回につき	110 円	但し 30 万円型で 1 か月に 5 回を超えて払い戻しの場合。		

両替手数料

両替機をご利用の場合	ご希望金種の紙幣・硬貨の枚数		
	1～50枚	51～100枚	101～1,000枚
手 数 料	200 円（キャッシュカードで 1 日 1 回無料）	200 円	400 円
※三宮支店をご利用の場合	300 円（キャッシュカードで 1 日 1 回無料）	300 円	400 円

窓口をご利用の場合	ご希望またはご持参される紙幣・硬貨の枚数			
	1～50枚	51～100枚	101～1,000枚	1,001枚以上
手 数 料	無料	330 円	550 円	1,000 枚ごとに 550 円加算
※三宮支店をご利用の場合	1 ～ 10 枚	11 ～ 100 枚	101～1,000枚	1,001 枚以上
	550 円 (ポイントサービスファーストステージ以上で1日1回無料)	550 円	1,100 円	500 枚ごとに 550 円加算

- (注) 1. お取扱い1件あたりで記載しております。
2. 同金種への交換、また新札（事業性は除く）・記念硬貨等への両替は無料です。
3. 新札への両替（事業性は除く）、汚損した現金の交換、記念硬貨への両替は無料です。
4. 窓口で預金の払戻しにおいて金種を指定される場合、ご指定の払出枚数に応じて上記手数料とさせていただきます。
5. 窓口にはご集配金分も含みます。
6. 両替機での 1 回の両替枚数は、機器の取扱いできる枚数（本数）に上限があり、金種の組み合わせによっては、1 回で操作できない場合（複数回の操作と、複数回の手数料が発生）があります。

融資に関する手数料

種 類	内 容					
融 資 取 扱 手 数 料	住宅ローン （「しんさん無担保住宅ローン」 「無担保住宅借換ローン」 「なかしんリフォームローン」 「リフォームプラン」 除く）	保証会社 保証付	しんさん保証基金保証付、住宅金融支援機構保証付		1 件	33,000 円
			全国保証(株)保証付		1 件	55,000 円
		保証会社の保証なし		1 件	33,000 円	
	条件変更手数料	事業資金及び一般融資証書貸付、住宅ローン、消費者ローン ※フラット 35 除く			1 件	11,000 円
	フラット 35 (長期固定住宅ローン)	A タイプ	融資実行額に応じて変動		1 件	融資額の2.20%
		B タイプ	融資利率は A タイプの 0.25% 上乗せ		1 件	55,000 円
不 動 産 担 保 事 務 取 扱 手 数 料	新規設定（抵当権・根抵当権）※住宅ローンは除く				1 件	33,000 円
	登記事項の変更	(根) 抵当権の譲受・追加担保設定		1 回	22,000 円	
		根抵当権の極度額の変更・(根) 抵当権の順位変更等		1 回	22,000 円	
		(根) 抵当権の全部・一部抹消等※約定完済・つなぎ融資除く		1 回	22,000 円	
		(根) 抵当権の譲渡		1 回	33,000 円	
		(根) 抵当権のその他の変更※新規住宅ローンの住所変更除く		1 回	22,000 円	
		商品土地抹消		1 区画	11,000 円	
繰 上 返 済 手 数 料 ＜証書貸付（個人ローン除く）＞	一部繰上				1 回	5,500 円
	全部繰上完済	一般融資	実行後経過年数 3 年未満		1 件	33,000 円
		住宅ローン及び アパートローン	固定金利選択型の特約期間中及び固定金利型		1 件	33,000 円
			変動金利型		1 件	33,000 円
固定金利型再選択手数料	住宅ローン		1 回につき			5,500 円
融資証明発行手数料	1 枚につき					5,500 円
ローンカード再発行手数料	1 枚につき					1,100 円

その他の手数料

種 類	内 容		
小 切 手 帳	1 冊につき	2,200 円	1 冊 50 枚綴り
約 束 手 形 用 紙	1 冊につき	1,100 円	1 冊 25 枚綴り
為 替 手 形 用 紙	1 冊につき	1,100 円	1 冊 25 枚綴り
マ ル 専 手 形 用 紙	1 枚につき	1,100 円	但し、割賦販売通知書 1 通につき手数料 3,300 円を別途申し受けます。
自己宛小切手発行手数料	1 枚につき	550 円	
社 名・署 名 鑑 登 録 手 数 料	1 件につき	5,500 円	署名判の変更の場合も有料となります。
夜 間 金 庫 専 用 入 金 帳	1 冊につき	5,500 円	1 冊 50 枚綴り
通 帳・証 書 再 発 行 手 数 料	1 冊（通）につき	1,100 円	
キャッシュカード再発行手数料	1 枚につき	1,100 円	
貸金庫カード再発行手数料	1 枚につき	1,100 円	
各種残高証明書発行手数料	1 枚につき	440 円	
摘 要 入 力 手 数 料	1 件につき	55 円	
硬 貨 入 金 取 扱 手 数 料	501 枚～1,000 枚	330 円	振込・納税等を硬貨で行う場合、また硬貨算定後の取消・変更の場合も対象となります。
	1,001 枚以上 1,000 枚ごと	330 円	
証明書（民法 909 条の 2 に基づく払戻）発行手数料		1,100 円	遺産分割前の相続預金の払戻制度に係る証明書の発行手数料
取 引 履 歴 検 索	1 検索につき	550 円	口座、科目が多数になる場合は、その分の手数料が必要になる場合があります。
金 売 買 手 数 料（地金）	パー 1 本につき	5,500 円	但し、100 g のバーでの取扱いは 1 本につき 2,200 円を別途申し受けます。（取扱店 本店営業部）
株 式 払 込 手 数 料	払込額 3 百万円以下（1 回につき）	8,250 円	
	払込額 3 百万円超（1 回につき）	払込額の 2.75/1,000	
現金宅配手数料（はい！キャッシュサービス）	1 回につき	800 円	
個 人 情 報 開 示 手 数 料	1 顧客 1 回あたり	1,100 円	開示依頼情報 ①氏名 ②住所 ③生年月日 ④電話番号 ⑤口座番号 ⑥取引履歴 ⑦預金残高 ⑧借入残高 ⑨その他

資 料 編



ミツマタ群生地 丹波市青垣町

財務諸表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
損益計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
剰余金処分計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
会計監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
貸借対照表の注記事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
損益計算書の注記事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29

経営諸比率と収益力・・・・・・・・・・・・ 30

総資産経常（当期純）利益率・・・・・・・・・・・・	30
業務粗利益及び業務粗利益率・・・・・・・・・・・・	30
業務純益・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
資金運用勘定・調達勘定の平均残高等・・・・・・・・	30
預貸率・預証率・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
受取利息・支払利息の増減・・・・・・・・・・・・	31

預金・融資業務関係・・・・・・・・・・・・ 31

預金科目別残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
預金積金及び譲渡性預金平均残高・・・・・・・・	31
預金者別預金残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
財形貯蓄残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
貸出金科目別残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
貸出金科目別平均残高・・・・・・・・・・・・・・・・	32
貸出金業種別内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
貸出金使途別残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
貸出金金利種別残高・・・・・・・・・・・・・・・・	33
貸出金担保別内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
債務保証見返担保別内訳・・・・・・・・・・・・	33
貸倒引当金の内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
貸出金償却額・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
信用金庫法開示債権及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況・・・・	34

有価証券関係・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

有価証券の種類別の残存期間別残高・・・・・・・・	35
有価証券の種類別残高及び平均残高・・・・・・・・	35
時価情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35

その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

会員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
出資金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
国際業務に関する各種指標・・・・・・・・・・・・	36
報酬体系について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36

自己資本の充実の状況等について・・・・・・・・ 37

自己資本の構成に関する開示事項・・・・・・・・	37
自己資本の充実度に関する事項・・・・・・・・	38
信用リスクに関する事項・・・・・・・・・・・・	39
信用リスク削減手法に関する事項・・・・・・・・	41
派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項・・・・・・・・	41

証券化エクスポージャーに関する事項・・・・・・・・	42
出資等エクスポージャーに関する事項・・・・・・・・	42
オペレーショナル・リスクに関する事項・・・・・・・・	42
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項・・・・・・・・	43

金利リスクに関する事項・・・・・・・・・・・・	43
-------------------------	----

総代会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46

《なかしん》のあゆみ・・・・・・・・・・・・ 47

ネットワーク・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

店舗一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
店内キャッシュコーナーの営業時間・・・・・・・・	48
店外キャッシュコーナーの営業時間・・・・・・・・	48
店舗配置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
営業地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49

財務諸表

貸借対照表 (資産の部) (単位:百万円)

科 目	第 54 期 2023 年 3 月 31 日	第 55 期 2024 年 3 月 31 日
(資 産 の 部)		
現 金	5,177	4,874
預 け 金	234,438	225,556
有 価 証 券	221,430	220,600
国 債	61,309	53,434
地 方 債	7,772	14,399
社 債	119,649	118,722
株 式	15	15
そ の 他 の 証 券	32,683	34,027
貸 出 金	153,372	146,738
割 引 手 形	466	385
手 形 貸 付	4,162	3,774
証 書 貸 付	145,228	139,244
当 座 貸 越	3,513	3,334
そ の 他 資 産	3,235	4,282
未 決 済 為 替 貸	84	191
信 金 中 金 出 資 金	2,493	3,293
前 払 費 用	19	20
未 収 収 益	511	661
そ の 他 の 資 産	126	116
有 形 固 定 資 産	4,749	4,773
建 物	885	835
土 地	3,551	3,539
リ ー ス 資 産	92	136
その他の有形固定資産	220	261
無 形 固 定 資 産	119	215
ソ フ ト ウ ェ ア	97	194
その他の無形固定資産	21	21
繰 延 税 金 資 産	3,439	4,161
債 務 保 証 見 返	3,929	3,580
貸 倒 引 当 金	△ 2,029	△ 1,884
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,709)	(△ 1,531)
資 産 の 部 合 計	627,861	612,898

貸借対照表 (負債及び純資産の部) (単位:百万円)

科 目	第 54 期 2023 年 3 月 31 日	第 55 期 2024 年 3 月 31 日
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	570,184	556,579
当 座 預 金	15,759	16,257
普 通 預 金	233,807	242,600
貯 蓄 預 金	191	262
通 知 預 金	1,177	1,362
定 期 預 金	294,816	272,645
定 期 積 金	21,096	20,712
そ の 他 の 預 金	3,336	2,738
借 用 金	38	29
借 入 金	38	29
そ の 他 負 債	1,288	1,314
未 決 済 為 替 借	107	285
未 払 費 用	163	226
給 付 補 填 備 金	3	3
未 払 法 人 税 等	402	329
前 受 収 益	18	15
払 戻 未 済 金	3	2
払 戻 未 済 持 分	25	5
職 員 預 り 金	297	285
リ ー ス 債 務	92	136
そ の 他 の 負 債	173	25
役 員 賞 与 引 当 金	14	14
退 職 給 付 引 当 金	583	578
役員退職慰労引当金	256	269
睡眠預金払戻損失引当金	11	8
偶 発 損 失 引 当 金	142	130
債 務 保 証	3,929	3,580
負 債 の 部 合 計	576,448	562,504
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	1,162	1,157
普 通 出 資 金	1,162	1,157
利 益 剰 余 金	56,512	57,574
利 益 準 備 金	1,188	1,188
その他利益剰余金	55,323	56,385
特 別 積 立 金	52,990	54,240
(地 域 振 興 基 金)	(300)	(300)
当期末処分剰余金	2,333	2,145
処 分 未 済 持 分	△ 0	△ 2
会 員 勘 定 合 計	57,675	58,729
その他有価証券評価差額金	△ 6,262	△ 8,335
評価・換算差額等合計	△ 6,262	△ 8,335
純 資 産 の 部 合 計	51,412	50,393
負債及び純資産の部合計	627,861	612,898

損益計算書 (単位:百万円)

科 目	第 54 期 2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで	第 55 期 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで
経 常 収 益	5,963	5,868
資 金 運 用 収 益	4,965	4,965
貸 出 金 利 息	2,742	2,678
預 け 金 利 息	258	396
有価証券利息配当金	1,902	1,829
その他の受入利息	62	62
役 務 取 引 等 収 益	617	591
受入為替手数料	275	268
その他の役務収益	341	323
そ の 他 業 務 収 益	360	281
外国為替売買益	2	－
国債等債券売却益	293	158
国債等債券償還益	－	4
その他の業務収益	65	119
そ の 他 経 常 収 益	19	29
償却債権取立益	13	14
株 式 等 売 却 益	0	－
その他の経常収益	5	15
経 常 費 用	4,424	4,295
資 金 調 達 費 用	79	73
預 金 利 息	74	68
給付補填備金繰入額	2	2
借 用 金 利 息	1	0
その他の支払利息	1	1
役 務 取 引 等 費 用	501	526
支払為替手数料	62	61
その他の役務費用	439	465
そ の 他 業 務 費 用	4	110
国債等債券売却損	0	104
その他の業務費用	3	5
経 費	3,542	3,419
人 件 費	2,205	2,074
物 件 費	1,212	1,218
税 金	124	126
そ の 他 経 常 費 用	297	165
貸倒引当金繰入額	245	59
貸 出 金 償 却	6	7
その他の経常費用	45	98

損益計算書 (単位:百万円)

科 目	第 54 期 2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで	第 55 期 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで
経 常 利 益	1,538	1,573
特 別 利 益	－	－
特 別 損 失	4	14
固 定 資 産 処 分 損	4	2
減 損 損 失	－	12
税引前当期純利益	1,534	1,558
法人税、住民税及び事業税	460	387
法 人 税 等 調 整 額	△ 24	△ 62
法 人 税 等 合 計	436	450
当 期 純 利 益	1,097	1,108
繰越金(当期首残高)	1,235	1,037
当 期 末 処 分 剰 余 金	2,333	2,145

剰余金処分計算書 (単位:百万円)

科 目	第 54 期	第 55 期
当 期 末 処 分 剰 余 金	2,333	2,145
剰 余 金 処 分 額	1,296	1,106
利 益 準 備 金	－	－
普通出資に対する配当金 (年 4 %) 46	(年 4 %) 46	(年 4 %) 46
特 別 積 立 金	1,250	1,060
次 期 繰 越 金	1,037	1,038

2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで
の第 55 期事業年度における貸借対照表、損益
計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」
という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内
部監査の有効性を確認しております。

2024 年 6 月 18 日

中兵庫信用金庫

理 事 長

足 立 厚 郎

会計監査

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書
は、信用金庫法第 38 条の 2 第 3 項の規定に基
づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けて
おります。

※金額は単位未満を切り捨てて記載しており、合計額は合致しない場合があります。

【貸借対照表の注記事項】

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|---------|
| 建物 | 10年～50年 |
| その他 | 5年～10年 |
6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
7. 所有権移転外ファインンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。
8. 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のとおり書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込みで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取引可能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、2,135百万円であります。
10. 貸倒償与引当金は、役員への貸与の支払いに備えるため、役員に対する貸与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によりっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
- | | |
|----------|--|
| 数理計算上の差異 | 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌事業年度から損益処理 |
|----------|--|
- また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができなため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- | | |
|---|--------------|
| ① 制度全体の積立状況に関する事項（2023年3月31日現在） | |
| 年金資産の額 | 1,680,937百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,770,192百万円 |
| 差引額 | △89,255百万円 |
| ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（自2023年3月1日至2023年3月31日） | 0.2863% |
| ③ 補足説明 | |
| 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円及び別途積立金58,714百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、特別掛金52百万円を費用処理しております。 | |
| なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算出されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。 | |
| 12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。 | |
| 13. 睡眠症候群支払損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見限り、必要と認められる額を計上しております。 | |
| 14. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。 | |
| 15. 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。 | |
| 16. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。 | |
| 貸倒引当金 | 1,864百万円 |
| 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として9.に記載しております。 | |
| 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の返済能力を個別に評価し、設定しております。 | |
| なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。 | |
| 17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 | 164百万円 |
| 18. 有形固定資産の減価償却累計額 | 7,466百万円 |
| 19. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他の資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返等の各勘定に計上されるものであります。 | |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 1,849百万円 |
| 危険債権額 | 5,512百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 373百万円 |
| 合計額 | 7,735百万円 |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。 | |
| 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。 | |
| 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。 | |
| 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。 | |
| なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 | |
| 20. ローン・パーティシペーションで、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（平成26年11月28日）に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は、263百万円です。 | |
| 21. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。 | |

これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は385百万円です。

22. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	541百万円
現金	5百万円
預け金	200百万円
担保資産に対応する債務	
預金	1,241百万円
借入金	29百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として、預け金12,000百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち、保証金は21百万円です。

23. 出資1口当たりの純資産額21,764円78銭

24. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- その一環として、デリバティブ取引も行っております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスクの管理
- 当金庫は、貸出金管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごととの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議、報告を行っております。
- さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

- (1) 金利リスクの管理
- 当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
- ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会においてALMに関する方針の決定、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- 日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行っております。
- (2) 為替リスクの管理
- 当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
- (3) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理の基本方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用管理規程及び余資運用管理基準に従い行われております。このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- 資金運用部で保有している株式には、事業推進目的で保有しているものもあり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。
- これらの情報は資金運用部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(4) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、オプション・スワップ取引基準等に基づき実施されております。

(5) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預け金、金銭の信託、有価証券、貸出金、預金積金及び借入金であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、保有有価証券の価格変動リスク量に保有有価証券以外の運用勘定および調運勘定の金利リスク量を加えたものを市場リスク量として定量的分析に利用しております。

算定にあたっては、保有有価証券の価格変動リスクは、「分散共分法」による観測期間5年、保有期間1年、信頼区間99%のVaR法にて計測しております。

また、有価証券以外の運用勘定および調運勘定の金利リスクは、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充塞の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を適用して計測しております。

これらにより計測しました2024年3月末における当金庫の市場リスク量は、10,049百万円です。

なお、当金庫では、VaR法による計測の有効性と正確性を確認検証するために、定期的にバックテストングを実施し、VaR法により推計されたリスク量と実際の損益との比較を行っております。ただし、VaR法は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

また、金利リスクについては、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達/バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する情報

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです（時価の評価技法（算定方法）については（※1）参照）。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（※2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	225,556	224,121	△1,435
(2) 有価証券	220,584	220,584	—
	(満期保有目的の債券)	(—)	(—)
(3) 貸出金	(220,584)	(220,584)	(—)
	(その他の有価証券)	(—)	(—)
(4) 貸出金	146,738	—	—
	貸倒引当金	△1,879	—
	144,859	145,469	609
金 融 資 産 計	590,999	590,174	△826
(1) 預金積金	556,579	556,609	30
(2) 借入金	29	30	1
金 融 負 債 計	556,608	556,639	31

- (注1) 貸出金の時価は、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
- (注2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、26. から27.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見限りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

なお、残存期間が短期（1ヶ月未満）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

- (※2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（注1）	15
信金中央金庫出資金（注1）	3,293
合 計	3,308

(注1) 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 預け金（注1）	71,000	74,000	20,000	11,500
(2) 有価証券（満期保有目的の債券）	10,415	46,868	59,059	84,870
(3) 貸出金（注2）	(10,415)	(46,868)	(59,059)	(84,870)
合 計	115,149	177,742	109,810	116,885

- (注1) 預け金のうち、当座預金、普通預金は期間の定めのないものとして含めておりません。
- (注2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(※4) 主な有利負債の決算日後の返済予定額（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 預金積金	522,739	33,130	267	441
(2) 借 入 金	8	21	—	—
合 計	522,747	33,151	267	441

(注) 預金積金のうち、要求払預金および期間の定めのないものは、「1年以内」に含めております。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。27. も同様であります。

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
合 計		—	—	—

(単位：百万円)

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
	株 式	—	—	—
	債 券	34,398	34,057	340
	(国 債)	(11,287)	(11,107)	(180)
	(地方債)	(5,135)	(5,106)	(28)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(社 債)	(17,975)	(17,843)	(132)
	その他	9,632	9,099	533
	小 計	44,031	43,156	874
	株 式	—	—	—
	債 券	152,158	162,549	△10,391
	(国 債)	(42,147)	(47,023)	(△4,876)
	(地方債)	(9,264)	(10,134)	(△869)
	(社 債)	(100,747)	(105,391)	(△4,644)
	その他	24,394	26,369	△1,974
	小 計	176,553	188,919	△12,365
合 計		220,584	232,076	△11,491

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券（単位：百万円）

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	—	—	—
債 券	9,285	158	104
(国 債)	(1,209)	(5)	(—)
(地 方 債)	(—)	(—)	(—)
(社 債)	(8,075)	(153)	(104)
その他	—	—	—
合 計	9,285	158	104

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は16,171百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が16,171百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができるとの事項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。
- | | |
|-----------------------|----------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 676百万円 |
| 減価償却損金算入限度超過額 | 231百万円 |
| 退職給付引当金 | 158百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | 3,155百万円 |
| その他 | 224百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 4,446百万円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △285百万円 |
| 評価性引当額小計 | △285百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 4,161百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 4,161百万円 |
30. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、以下のとおりであります。
- | | |
|---------------|------|
| 契約資産 | —百万円 |
| 顧客との契約から生じた債権 | 1百万円 |
| 契約負債 | —百万円 |

【損益計算書の注記事項】

- 注 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり当期純利益金額478円10銭
3. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。但し、当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、592,710千円です。

※金額は単位未満を切り捨てて記載しており、合計額は合致しない場合があります。

経営諸比率と収益力

総資産経常（当期純）利益率

(単位：％)

	2022 年度	2023 年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.23	0.24
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.16	0.17

(注) 総資産経常（当期純）利益率＝経常（当期純）利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

業務粗利益及び業務粗利益率

(単位：百万円 　％)

	2022 年度	2023 年度
資 金 運 用 収 支	4,886	4,892
資 金 運 用 収 益	4,965	4,965
資 金 調 達 費 用	79	73
役 務 取 引 等 収 支	115	64
役 務 取 引 等 収 益	617	591
役 務 取 引 等 費 用	501	526
そ の 他 の 業 務 収 支	356	171
そ の 他 業 務 収 益	360	281
そ の 他 業 務 費 用	4	110
業 務 粗 利 益	5,359	5,128
業 務 粗 利 益 率	0.82	0.81

(注) 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100

業務純益

(単位：百万円)

	2022 年度	2023 年度
業 務 純 益	1,819	1,686
実 質 業 務 純 益	1,831	1,718
コ ア 業 務 純 益	1,539	1,661
（ 投 資 信 託 解 約 損 益 を 除 く ）	1,539	1,661

(注) 1. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位：百万円 　％)

	2022 年度			2023 年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	645,783	4,965	0.76	631,584	4,965	0.78
貸 出 金	152,315	2,742	1.80	147,731	2,678	1.81
預 け 金	258,690	258	0.09	248,503	396	0.15
有 価 証 券	232,284	1,902	0.81	232,849	1,829	0.78
資 金 調 達 勘 定	596,820	79	0.01	581,407	73	0.01
預 金 積 金	574,772	76	0.01	581,074	71	0.01
借 用 金	21,740	1	0.00	33	0	2.39
資 金 運 用 利 回			0.76			0.78
資 金 調 達 原 価 率			0.60			0.59
総 資 金 利 鞘			0.16			0.19

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（2022 年度 343 百万円、2023 年度 352 百万円）を控除して表示しています。

預金残高に
対する貸出
残高の比率、
および保有
している有価
証券と預金
残高の比率

預貸率・預証率

(単位：％)

		2022 年度	2023 年度
預 貸 率	期 末 残 高	26.89	26.36
	期 中 平 均	26.50	25.42
預 証 率	期 末 残 高	38.83	39.63
	期 中 平 均	40.41	40.07

(注) 1. 預貸率＝ $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$
2. 預証率＝ $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$

受取利息・支払利息の増減

(単位：百万円)

	2022 年度			2023 年度		
	残高による増減	利率による増減	純 増 減	残高による増減	利率による増減	純 増 減
受 取 利 息	△ 55	△ 139	△ 195	△ 94	94	△ 0
貸 出 金	△ 108	28	△ 80	△ 83	18	△ 64
預 け 金	△ 25	30	5	△ 16	153	137
有 価 証 券	79	△ 199	△ 120	4	△ 77	△ 73
そ の 他	0	0	0	0	△ 0	0
支 払 利 息	△ 1	△ 10	△ 11	△ 518	512	△ 5
預 金 積 金	△ 0	△ 10	△ 10	0	△ 6	△ 5
借 用 金	△ 1	0	△ 0	△ 518	518	△ 0
そ の 他	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0	0	△ 0

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高の増減要因に含めております。

預金・融資業務関係

預金の種類別
残高

預金科目別残高

(単位：百万円 　％)

	2023 年 3 月末		2024 年 3 月末	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当 座 預 金	15,759	2.76	16,257	2.92
普 通 預 金	233,807	41.00	242,600	43.58
貯 蓄 預 金	191	0.03	262	0.04
通 知 預 金	1,177	0.20	1,362	0.24
定 期 預 金	294,816	51.70	272,645	48.98
固定金利定期預金	294,814	51.70	272,644	48.98
変動金利定期預金	1	0.00	1	0.00
定 期 積 金	21,096	3.69	20,712	3.72
そ の 他 の 預 金	3,336	0.58	2,738	0.49
計	570,184	100.00	556,579	100.00
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
合 計	570,184	100.00	556,579	100.00

預金の種類別
平均残高

預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円 　％)

	2022 年度		2023 年度	
	平 残	構成比	平 残	構成比
流 動 性 預 金	260,861	45.38	271,769	46.77
有 利 息 預 金	217,415	37.82	224,486	38.63
定 期 性 預 金	312,090	54.29	307,447	52.91
固定金利定期預金	290,586	50.55	285,829	49.18
変動金利定期預金	1	0.00	1	0.00
そ の 他 の 預 金	1,820	0.31	1,857	0.31
計	574,772	100.00	581,074	100.00
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
合 計	574,772	100.00	581,074	100.00

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
3. その他の預金＝別段預金＋納税準備預金

※金額は単位未満を切り捨てて記載しており、合計額は合致しない場合があります。

お客様預金残高→**預金者別預金残高** (単位：百万円 　%)

		2023 年 3 月末		2024 年 3 月末	
		残 高	構成比	残 高	構成比
個	人	430,911	75.57	428,005	76.89
一	般 法 人	121,862	21.37	118,815	21.34
金	融 機 関	645	0.11	121	0.02
公	金	16,765	2.94	9,636	1.73
合	計	570,184	100.00	556,579	100.00

財形貯蓄預金の残高→**財形貯蓄残高** (単位：百万円)

		2023 年 3 月末	2024 年 3 月末
財	形 貯 蓄	587	527

地域の中小企業や個人の皆さまにご利用いただいたご融資の科目別残高→**貸出金科目別残高** (単位：百万円 　%)

		2023 年 3 月末		2024 年 3 月末	
		残 高	構成比	残 高	構成比
割	引 手 形	466	0.30	385	0.26
手	形 貸 付	4,162	2.71	3,774	2.57
証	書 貸 付	145,228	94.69	139,244	94.89
当	座 貸 越	3,513	2.29	3,334	2.27
合	計	153,372	100.00	146,738	100.00

ご融資の科目別平均残高→**貸出金科目別平均残高** (単位：百万円 　%)

		2022 年度		2023 年度	
		平 残	構成比	平 残	構成比
割	引 手 形	431	0.28	333	0.22
手	形 貸 付	3,086	2.02	2,694	1.82
証	書 貸 付	145,729	95.67	141,636	95.87
当	座 貸 越	3,067	2.01	3,067	2.07
合	計	152,315	100.00	147,731	100.00

ご融資した地域企業の業種別内訳→**貸出金業種別内訳** (単位：先 百万円 　%)

	2023 年 3 月末			2024 年 3 月末		
	貸出先数	残 高	構成比	貸出先数	残 高	構成比
製 造 業	404	11,947	7.78	381	11,151	7.59
農 業、 林 業	51	646	0.42	52	717	0.48
漁 業	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	1	25	0.01	1	42	0.02
建設 業	870	19,410	12.65	856	19,227	13.10
電気・ガス・熱供給・水道業	5	102	0.06	6	122	0.08
情報通信業	10	140	0.09	11	127	0.08
運輸業、郵便業	124	5,126	3.34	122	4,906	3.34
卸売業、小売業	577	15,830	10.32	557	15,453	10.53
金融、保険業	16	1,514	0.98	14	532	0.36
不動産業	516	24,235	15.80	523	23,837	16.24
物品賃貸業	4	72	0.04	5	98	0.06
学術研究、専門・技術サービス業	18	154	0.10	17	147	0.10
宿泊 業	10	327	0.21	10	320	0.21
飲食 業	237	4,800	3.12	242	4,504	3.06
生活関連サービス業、娯楽業	101	1,565	1.02	94	1,535	1.04
教育、学習支援業	11	209	0.13	10	163	0.11
医療、福祉	190	6,673	4.35	177	6,245	4.25
その他のサービス	475	10,554	6.88	456	10,551	7.19
地方公共団体	4	1,160	0.75	4	1,094	0.74
個人（住宅・消費・納税資金等）	10,939	48,873	31.86	10,284	45,956	31.31
合 計	14,563	153,372	100.00	13,822	146,738	100.00

（注）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ご融資金のお使いみち→**貸出金使途別残高** (単位：百万円 　%)

		2023 年 3 月末		2024 年 3 月末	
		残 高	構成比	残 高	構成比
運 転 資 金		86,749	56.56	83,984	57.23
設 備 資 金		66,622	43.43	62,754	42.76
合 計		153,372	100.00	146,738	100.00

（注）「設備資金」は耐用年数がおおむね 1 年以上の有形固定資産の購入、造成・建設・改良および補修等に要する資金です。

変動・固定など貸出金の金利の種類別残高→**貸出金金利種別残高** (単位：百万円 　%)

		2023 年 3 月末		2024 年 3 月末	
		残 高	構成比	残 高	構成比
固 定 金 利		53,845	35.10	49,872	33.98
変 動 金 利		99,526	64.89	96,866	66.01
合 計		153,372	100.00	146,738	100.00

ご融資に際して提供された担保の種類→**貸出金担保別内訳** (単位：百万円)

		2023 年 3 月末	2024 年 3 月末
当 金 庫 預 金 積 金		3,424	3,316
有 価 証 券		－	－
動 産		－	－
不 動 産		27,978	26,207
そ の 他		－	－
小 計		31,402	29,523
信用保証協会・信用保険		75,968	73,380
保 証		40,854	39,025
信 用		5,146	4,808
合 計		153,372	146,738

債務を保証した見返りとして預入れられた担保→**債務保証見返担保別内訳** (単位：百万円)

		2023 年 3 月末	2024 年 3 月末
当 金 庫 預 金 積 金		17	23
有 価 証 券		－	－
動 産		－	－
不 動 産		1,918	1,759
そ の 他		－	－
小 計		1,936	1,783
信用保証協会・信用保険		138	133
保 証		1,102	925
信 用		751	738
合 計		3,929	3,580

将来予想される貸倒に備えるために引当した額の内訳→**貸倒引当金の内訳** (単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	2022 年度	308	320	－	308	320
	2023 年度	320	353	－	320	353
個 別 貸 倒 引 当 金	2022 年度	1,611	1,709	60	1,551	1,709
	2023 年度	1,709	1,531	96	1,612	1,531
合 計	2022 年度	1,920	2,029	60	1,859	2,029
	2023 年度	2,029	1,884	96	1,933	1,884

貸出金を償却した額→**貸出金償却額** (単位：百万円)

	2022 年度	2023 年度
貸 出 金 償 却 額	6	7

※金額は単位未満を切り捨てて記載しており、合計額は合致しない場合があります。

有価証券関係

保有している国債などの残存期間別の残高

有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円 　%)

区　　　分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	計	構成比
国　　　債	2022年度	8,082	10,026	644	667	203	41,684	—	61,309	27.69
	2023年度	6,609	3,825	430	218	1,910	40,438	—	53,434	24.22
地　　　方　　　債	2022年度	128	—	—	311	307	7,024	—	7,772	3.51
	2023年度	—	—	—	612	6,999	6,787	—	14,399	6.53
短　期　社　債	2022年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2023年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社　　　債	2022年度	6,389	8,123	27,353	25,502	21,187	31,093	—	119,649	54.03
	2023年度	3,503	10,846	30,949	23,211	19,494	30,718	—	118,722	53.82
株　　　式	2022年度	—	—	—	—	—	—	15	15	0.01
	2023年度	—	—	—	—	—	—	15	15	0.01
外　国　証　券	2022年度	—	604	517	585	1,478	10,820	18,677	32,683	14.76
	2023年度	302	816	—	1,083	5,527	6,926	19,370	34,027	15.43
そ　の　他 の　証　券	2022年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2023年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合　　　計	2022年度	14,601	18,754	28,515	27,067	23,176	90,622	18,692	221,430	100.00
	2023年度	10,415	15,488	31,379	25,126	33,932	84,870	19,385	220,600	100.00

有価証券の種類別残高及び平均残高

(単位：百万円)

区　　　分		2022 年度		2023 年度	
		期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国	債	61,309	70,039	53,434	62,116
地	方	7,772	8,987	14,399	12,184
短	期	—	—	—	—
社	債	119,649	117,939	118,722	123,309
株	式	15	15	15	15
外	国	32,683	35,296	34,027	35,223
そ	の	—	5	—	—
合	計	221,430	232,284	220,600	232,849

有価証券の時価と帳簿価格の差・益額

時価情報

有価証券

売買目的有価証券…該当ありません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式…該当ありません。

満期保有目的の債券…該当ありません。

その他有価証券

(単位：百万円)

		2022 年度			2023 年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差　　額	貸借対照表計上額	取得原価	差　　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　　　式	—	—	—	—	—	—
	債　　　券	49,646	48,785	860	34,398	34,057	340
	国　　　債	19,828	19,392	435	11,287	11,107	180
	地　　　方　　　債	747	731	16	5,135	5,106	28
	社　　　債	29,070	28,661	408	17,975	17,843	132
	そ　　　の　　他	8,147	7,682	465	9,632	9,099	533
小　　　計		57,794	56,468	1,326	44,031	43,156	874
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　　　式	—	—	—	—	—	—
	債　　　券	139,084	146,392	△ 7,308	152,158	162,549	△ 10,391
	国　　　債	41,481	44,495	△ 3,014	42,147	47,023	△ 4,876
	地　　　方　　　債	7,024	7,604	△ 580	9,264	10,134	△ 869
	社　　　債	90,578	94,291	△ 3,713	100,747	105,391	△ 4,644
	そ　　　の　　他	24,535	27,186	△ 2,651	24,394	26,369	△ 1,974
小　　　計		163,620	173,579	△ 9,959	176,553	188,919	△ 12,365
合　　　計		221,414	230,047	△ 8,633	220,584	232,076	△ 11,491

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含まれておりません。

※金額は単位未満を切り捨てて記載しており、合計額は合致しない場合があります。

(単位：百万円)

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

保証債務見返債権等を含んだ総与信の内、不良債権の内訳

区　　　分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
破　産　更　生　債　権　及　び こ　れ　ら　に　準　ず　る　債　権	2022 年度	1,757	1,750	949	800	100%	99%
	2023 年度	1,849	1,849	1,211	638	100%	100%
危　　　　　険　　　　債　　　　権	2022 年度	5,249	4,895	3,987	908	93%	72%
	2023 年度	5,512	5,164	4,270	894	94%	72%
要　　管　　理　　債　　権	2022 年度	370	183	147	35	49%	16%
	2023 年度	373	201	160	41	54%	19%
三　　月　　以　　上 延　　滞　　債　　権	2022 年度	—	—	—	—	—	—
	2023 年度	—	—	—	—	—	—
貸　　出　　条　　件 緩　　和　　債　　権	2022 年度	370	183	147	35	49%	16%
	2023 年度	373	201	160	41	54%	19%
小　　　計　　(A)	2022 年度	7,377	6,829	5,084	1,744	93%	76%
	2023 年度	7,735	7,216	5,642	1,574	93%	75%
正　常　債　権　　(B)	2022 年度	149,999					
	2023 年度	142,760					
総　　与　　信　　残　　高 (A) + (B)	2022 年度	157,376					
	2023 年度	150,495					

※保全率、引当率は小数点第 1 位を四捨五入しております。

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B) とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c) は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d) には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）です。

自己資本の充実の状況等について

自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)			
項 目		2022 年度	2023 年度
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額		57,628	58,683
うち、出資金及び資本剰余金の額		1,162	1,157
うち、利益剰余金の額		56,512	57,574
うち、外部流出予定額 (△)		46	46
うち、上記以外に該当するものの額		△ 0	△ 2
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		320	353
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		320	353
うち、適格引当金コア資本算入額		－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45 パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－	－
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		57,949	59,036
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		119	215
うち、のれんに係るものの額		－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		119	215
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額		－	－
適格引当金不足額		－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		－	－
前払年金費用の額		－	－
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額		－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額		－	－
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額		－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		－	－
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		－	－
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額		－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		－	－
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)		119	215
自己資本			
自己資本の額 ((イ)－(ロ))		57,830	58,820
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額		209,302	204,232
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		△ 1,425	－
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		△ 1,425	－
うち、上記以外に該当するものの額		－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額		9,868	9,741
信用リスク・アセット調整額		－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額		－	－
リスク・アセット等の額の合計額 (二)		219,171	213,973
自己資本比率			
自己資本比率 ((ハ)／(二))		26.38%	27.48%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成 18 年金融庁告示第 21 号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体：中兵庫信用金庫

資本調達手段の種類：普通出資

コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：1,157 百万円

普通出資に対する配当率：年 4.00%

そ の 他

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	2022 年度	2023 年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式 (店頭売買株式を除く)	15	15
投資事業有限責任組合出資金	－	－
信 金 中 央 金 庫 出 資 金	2,493	3,293
合 計	2,508	3,308

各種金銭信託の時価と帳簿価額の差損益

金銭の信託

運用目的の金銭の信託…該当ありません。

デリバティブ取引

信用金庫法施行規則第 102 条第 1 項第 5 号に掲げる取引は該当ありません。

商品有価証券残高及び平均残高

該当ありません。

協同組織 (会員組織) 体としての、(なかしん)の会員数

会員数

(単位：人)

		2023 年 3 月末	2024 年 3 月末
個 人		28,445	28,113
法 人		3,823	3,850
合 計		32,268	31,963

出資金額

(単位：百万円)

		2023年3月末	2024年3月末
出 資 金		1,162	1,157
普通出資金		1,162	1,157

国際業務に関する各種指標

国際業務は行っておらず、該当ありません。

※海外送金、外国為替予約、貿易金融等の国際業務サービスについては、信金中央金庫を通じて行っておりますので、ご利用の際は営業店におたずねください。

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 決定時期と支払時期

(2) 2023 年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は 135 百万円です。

(注) 1. 対象役員に該当する理事は 10 名、監事は 1 名です (期中に退職した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」109 百万円、「賞与」12 百万円、「退職慰労金」14 百万円となっております。
なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度

に帰属する部分の金額 (過年度に繰り入れた引当金分を除く) と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金 (過年度に繰り入れた引当金分を除く) と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第 132 条第 1 項第 6 号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成 24 年 3 月 29 日付金融庁告示第 22 号) 第 2 条第 1 項第 3 号及び第 6 号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、2023 年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 期中に退任・退職した者はありません。

2. 「同等額」は、2023 年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2023 年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

自己資本の充実度に関する事項

◇国内基準（4％）の所要自己資本額

（単位：百万円）

	2022 年度		2023 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	209,302	8,372	204,232	8,169
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	199,249	7,969	192,340	7,693
現金	－	－	－	－
ソブリン向け	1,147	45	1,031	41
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	47,604	1,904	44,277	1,771
法人等向け	58,676	2,347	57,862	2,314
中小企業等向け及び個人向け	43,274	1,730	42,125	1,685
抵当権付住宅ローン	2,529	101	2,090	83
不動産取得等事業向け	15,137	605	15,428	617
三月以上延滞等	239	9	307	12
取立未済手形	16	0	38	1
信用保証協会等による保証付	2,130	85	2,181	87
出資等	21	0	21	0
出資等のエクスポージャー	21	0	21	0
重要な出資のエクスポージャー	－	－	－	－
上記以外	28,470	1,138	26,974	1,078
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	14,626	585	13,003	520
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,493	99	3,293	131
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,671	106	2,514	100
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	－	－	－	－
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5％ 基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	－	－	－	－
上記以外のエクスポージャー	8,679	347	8,163	326
② 証券化エクスポージャー	－	－	－	－
STC 要件適用分	－	－	－	－
非 STC 要件適用分	－	－	－	－
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	11,478	459	11,892	475
ルック・スルー方式	11,478	459	11,892	475
マンドート方式	－	－	－	－
蓋然性方式（250％）	－	－	－	－
蓋然性方式（400％）	－	－	－	－
フォールバック方式（1250％）	－	－	－	－
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	－	－	－	－
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	－	－
⑥CVAリスク相当額を 8％で除して得た額	－	－	－	－
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－	－
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8％で除して得た額	9,868	394	9,741	389
ハ. 単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	219,171	8,766	213,973	8,558

- （注） 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4％
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、国際決済銀行等、我が国の地方公共団体、外国の中央政府等以外の公共部門、国際開発銀行、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、地方三公社のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」「法人等向け」においてリスク・ウェイトが 150％になったエクスポージャーのことです。
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞
$$\frac{\text{粗利益（直近 3 年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

6. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4％

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、2023年度末の自己資本総額は588億円となり、リスク・アセット等に対する所要自己資本額85億円を大きく上回っております。また、自己資本比率も国内基準である最低所要自己資本比率4％を大きく上回る27.48％となり、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。

一方、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による積上げを第一義的な施策として考えております。

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<業種別・残存期間別>

（単位：百万円）

業種区分 期間区分	2022 年度						2023 年度					
	信用リスクエクスポージャー期末残高						信用リスクエクスポージャー期末残高					
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債 券	債 券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債 券	債 券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー	
		国内	国外					国内	国外			
製 造 業	60,177	12,967	47,210	－	－	142	60,429	12,148	48,280	－	－	68
農 業、林 業	784	784	－	－	－	25	890	890	－	－	－	24
漁 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱 業、採 石 業、 砂 利 採 取 業	225	25	200	－	－	－	242	42	200	－	－	－
建 設 業	24,865	21,762	3,102	－	－	210	24,350	21,548	2,802	－	－	370
電 気・ガ ス・ 熱 供 給・水 道 業	16,620	117	16,503	－	－	－	16,142	137	16,004	－	－	－
情 報 通 信 業	1,951	141	1,800	－	－	－	2,033	128	1,895	－	－	－
運 輸 業、郵 便 業	28,824	5,914	22,605	302	－	21	28,850	5,709	22,839	300	－	16
卸 売 業、小 売 業	22,983	16,969	6,012	－	－	207	22,700	16,386	6,312	－	－	244
金 融 業、保 険 業	261,262	1,586	15,366	7,135	－	－	251,217	581	13,959	7,435	－	－
不 動 産 業	33,135	25,605	7,502	－	－	106	33,231	25,199	8,005	－	－	60
物 品 賃 貸 業	2,574	72	2,502	－	－	－	2,901	98	2,802	－	－	－
学 術 研 究、専 門・ 技 術 サ ー ビ ス 業	532	228	302	－	－	－	519	215	302	－	－	－
宿 泊 業	328	328	－	－	－	－	320	320	－	－	－	－
飲 食 業	5,307	5,307	－	－	－	106	5,009	5,009	－	－	－	33
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	1,911	1,911	－	－	－	－	1,885	1,885	－	－	－	20
教 育、学 習 支 援 業	253	253	－	－	－	－	206	206	－	－	－	－
医 療、福 祉	9,410	9,405	－	－	－	0	8,759	8,754	－	－	－	0
そ の 他 の サ ー ビ ス	11,831	11,830	－	－	－	7	11,850	11,850	－	－	－	11
国・地方公共団体等	79,945	1,184	72,329	6,414	－	－	81,285	1,098	73,461	6,720	－	－
個 人	41,414	41,414	－	－	－	46	38,694	38,694	－	－	－	57
そ の 他	11,138	57	－	－	－	－	10,855	110	－	－	－	－
業 種 別 合 計	615,478	157,869	195,438	13,852	－	874	602,376	151,017	196,865	14,456	－	908
1 年 以 下	153,828	19,158	14,773	32	－	－	137,938	18,884	10,294	335	－	－
1 年 超 3 年 以 下	111,509	9,135	17,775	598	－	－	93,465	10,070	14,591	804	－	－
3 年 超 5 年 以 下	47,206	18,665	28,034	505	－	－	56,034	18,256	31,578	200	－	－
5 年 超 7 年 以 下	44,190	16,887	26,703	600	－	－	55,585	30,144	24,540	900	－	－
7 年 超 10 年 以 下	77,148	40,705	21,959	1,482	－	－	78,083	24,076	28,822	5,184	－	－
1 0 年 超	161,858	52,033	86,191	10,634	－	－	153,925	48,354	87,037	7,032	－	－
期間の定めのないもの	19,735	1,283	－	－	－	－	27,344	1,229	－	－	－	－
残 存 期 間 別 合 計	615,478	157,869	195,438	13,852	－	－	602,376	151,017	196,865	14,456	－	－

- （注） 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

※金額は単位未満を切り捨てて記載しており、合計額は合致しない場合があります。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
「33 ページに掲載しております。」

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 (単位：百万円)

	2022 年度						2023 年度					
	個別貸倒引当金					貸出金 償 却	個別貸倒引当金					貸出金 償 却
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他					目的使用	その他		
製 造 業	165	192	—	165	192	—	192	198	23	168	198	—
農 業 、 林 業	16	16	—	16	16	—	16	14	—	16	14	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	174	154	7	167	154	—	154	182	12	142	182	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、 郵 便 業	46	95	—	46	95	—	95	79	4	91	79	—
卸 売 業、 小 売 業	474	531	47	426	531	—	531	456	50	481	456	—
金 融 業、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	122	112	—	122	112	—	112	69	0	112	69	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	2	2	—	2	2	—	2	2	—	2	2	—
宿 泊 業	—	35	—	—	35	—	35	30	—	35	30	—
飲 食 業	170	167	3	166	167	—	167	69	—	167	69	—
生活関連サービス業、娯楽業	13	14	—	13	14	—	14	12	—	14	12	—
教 育、 学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	265	193	—	265	193	—	193	197	—	193	197	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	75	124	0	74	124	—	124	137	0	123	137	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	84	67	2	82	67	—	67	79	4	63	79	—
合 計	1,611	1,709	60	1,551	1,709	—	1,709	1,531	96	1,612	1,531	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	2022 年度		2023 年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0 %	—	96,203	—	104,353
1 0 %	302	51,255	300	48,111
2 0 %	260,587	95	249,545	201
3 5 %	—	7,366	—	6,100
5 0 %	108,462	527	104,165	420
7 5 %	—	42,306	—	40,928
1 0 0 %	3,103	39,198	3,195	38,716
1 5 0 %	—	98	—	130
2 5 0 %	4,900	1,068	5,201	1,005
1 2 5 0 %	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	615,478		602,376	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク管理の方針および手続きの概要

- (1) 信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。貸出金に係る信用リスクの評価は、与信ポートフォリオ管理として業種別、信用格付別や自己査定による債務者区分別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。有価証券等の投資については、「余資運用管理規程」に基づき投資対象を一定の信用力を有するものに限定するとともに、一投資先についての限度枠を設けるなどしてリスク分散を図りながら、信用リスクの適正な管理を行っております。以上、一連の信用リスク管理の状況をリスク管理委員会やA L M委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じ理事会、常務会等に報告する態勢を整備しております。貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却及び引当金の計上に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金は正常先、要注意先、要管理先について債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定し、個別引当金は破綻懸念先、実質破綻先、破綻先ごとに必要額を個別に算出しております。なお、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。
- (2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関
リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。
○株式会社格付投資情報センター ○株式会社日本格付研究所
○ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク ○S & Pグローバル・レーティング

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2022 年度	2023 年度	2022 年度	2023 年度	2022 年度	2023 年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	4,767	4,470	29,404	28,915	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取り上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解を頂いた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金、有価証券等があり、手続きについては、金庫が定める「事務取扱要領」により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証、地方公共団体保証、政府関係機関保証、一般社団法人しんきん保証基金等があります。一般社団法人しんきん保証基金の保証に関する信用度の評価については適格格付機関が付与している格付により判定しています。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

2023 年 3 月末及び 2024 年 3 月末現在、派生商品取引及び長期決済期間取引は該当ありません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。有価証券関連取引については、「余資運用管理規程」及び関連基準に定めている枠内での取引に限定することにより市場リスク及び信用リスクの適切な管理に努めております。また万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、その影響は限定的であります。なお、当金庫では、お客様との派生商品取引は行っておりません。また、長期決済期間取引は該当ありません。

※金額は単位未満を切り捨てて記載しており、合計額は合致しない場合があります。

証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は、証券化取引を行っておりません。

出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	2022 年度		2023 年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	－	－	－	－
非 上 場 株 式 等	2,514	2,514	3,314	3,314
合 計	2,514	2,514	3,314	3,314

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上場株式等には、上場株式、上場株式関連投資信託を計上しております。
3. 非上場株式等には、非上場株式、投資事業有限責任組合出資金、その他出資金を計上しております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2022 年度	2023 年度
売 却 益	0	－
売 却 損	－	－
償 却	－	－

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2022 年度	2023 年度
評 価 損 益	－	－

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2022 年度	2023 年度
評 価 損 益	－	－

出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、信金中央金庫や投資事業有限責任組合等への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、VaR によるリスク計測によって把握するなど適切なリスク管理に努めております。株式関連商品への投資は、あらかじめ定めた運用限度枠、リスクリミットを遵守して行っております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余資運用管理規程」や余裕資金運用にかかる「基本方針」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、投資事業有限責任組合等への出資金に関しては、財務諸表や運用報告を基にした評価を実施するとともに、適宜運用レポート等により運用状況を把握してリスク管理に努めております。

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「決算経理要領」や日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に従った、適正な処理を行っております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫におけるオペレーショナル・リスクは、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクなど「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的な事象により生じる損失にかかるリスク」と定義しております。リスク管理の基本方針を踏まえて、オペレーショナル・リスク管理規程及び、それぞれのリスクごとの管理規程により管理体制や管理方法を定め、リスクを認識・評価するとともに、その顕現化の未然防止と発生時の影響度の極小化に努めております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会等、各種委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による理事会等において報告する態勢を整備しております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

粗利益（直近３年間のうち正の値の合計額）× 15％

直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2022 年度	2023 年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	21,048	21,048
マンドート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	－	－

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ N I I	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行	16,962	17,307	0	0
2	下方平行	0	0	0	0
3	スティープ化	14,232	14,679		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	16,962	17,307	0	0
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	58,820		57,830	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要」に記載しております。

内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

◎銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、「信用金庫法施行規則第 132 条第 1 項 5 号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成 26 年金融庁告示第 8 号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を適用して銀行勘定の金利リスクを算出しております。

◎要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、①過去 5 年の最低残高、②過去 5 年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の 50％相当額、以上 3 つのうち最小の額を上限として算出しております。

当金庫では、普通預金等の額の 50％相当額を上限として平均 2.5 年の期間に振り分けリスク量を計測しております。

◎銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定しております。

〔2023 年度末の金利リスク量〕
銀行勘定の金利リスク（16,962 百万円）＝運用勘定の金利リスク量（22,543 百万円）
＋調達勘定の金利リスク量（△ 5,581 百万円）

◎当金庫では、上記金利リスクを四半期毎に計測しております。

リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方とも定期的な評価・計測をおこない、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、A L M 管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、A L M 委員会で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

総代会

総代会の仕組み（総代会制度について）

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人ひとりの意見を大切にする経営を基本とした協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員1人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代の選任について

総代の選任は、法令、定款及び総代選任規程に基づき行われます。

■総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は110人で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。

なお、2024年6月17日現在の総代数は110人で、会員数は2024年3月31日現在31,963人です。

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

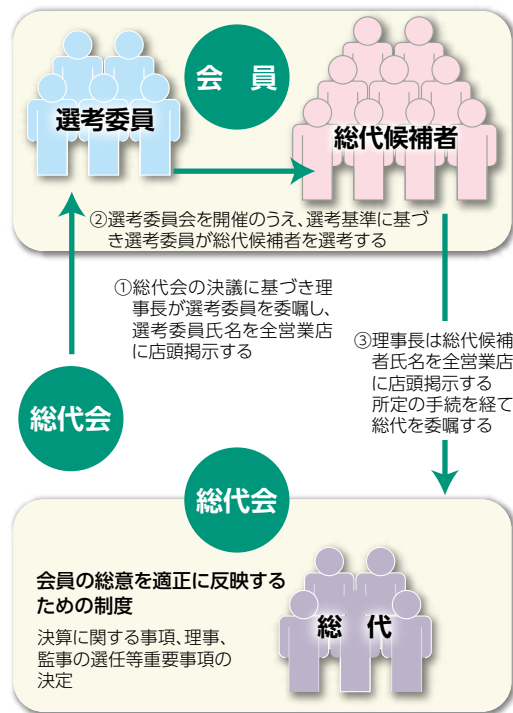
- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てする）。

■総代候補者選考基準

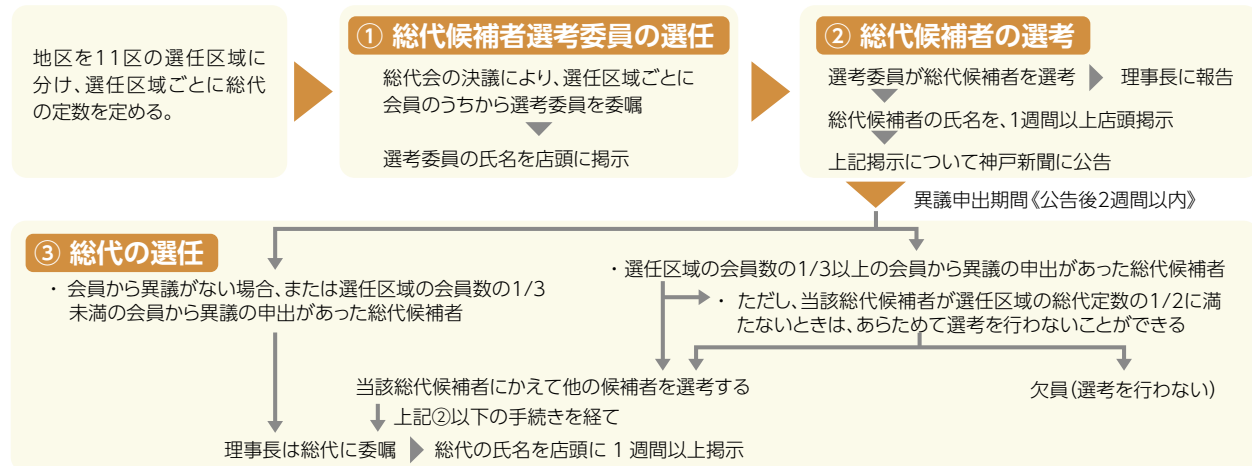
- 資格要件**
- ①中兵庫信用金庫の会員であること。
 - ②満70歳を超えていないこと。

適格要件

- ①総代として相応しい見識を有していること。
- ②地域における信望が厚く、総代として相応しい人であること。
- ③金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する方。
- ④人格・識見に優れ、当金庫の発展に寄与できる方。



総代が選任されるまでの手続きについて



総代会の決議事項の報告

●第55期通常総代会の決議事項

2024年6月17日、総代110名（内委任状による方18名）のご出席を頂き、三田本部2階大会議室で開催しました。

次の事項が付議され、それぞれ原案通り承認されました。

- 報告事項 第55期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金処分案承認の件
第2号議案 会員の除名に関する件
第3号議案 理事および監事の任期満了に伴う選任の件
第4号議案 退任理事および退任監事に対する退職慰労金贈呈の件



総代のみなさま

選任区域	人数	氏名
第1選任区域 丹波市氷上町	14人	足立 敬介④・井上 雅仁⑥・植野 利雄②・大村 吉樹⑥・垣本 太① 角田 健②・久下 聖太①・酒井 克明②・田中 吉彦①・中川 貢⑤ 西田 康雄①・細谷 琢郎③・松本 吉広①・和久 雅彦①
第2選任区域 丹波篠山市（旧篠山町）	11人	足立 義則⑦・井本 季伸①・圓増 亮介②・小嶋由貴子③・倉 雅史② 倉 守⑦・小南 稔彦②・月森 一延①・西村 猛②・堀 成志① 山取 重之⑦
第3選任区域 丹波市柏原町	5人	磯野 多孝②・岡林 利幸④・岡林 伸樹②・土田 博幸⑥・山下 一彦①
第4選任区域 丹波市山南町	7人	浅葉喜久男⑥・杉浦 克典①・田中 秀樹⑥・前川謙一郎②・村上 英明③ 森田 茂樹②・和田 光正①
第5選任区域 丹波市春日町	7人	芦田 浩至③・石川みつる⑤・大槻 祥三②・細見 勝代①・細見 博美② 柳川 拓三⑦・吉住 正基①
第6選任区域 丹波市青垣町	6人	芦田喜三郎⑥・足立 成人⑤・足立 喜信⑤・飯田 正人⑦・谷垣 陽一① 中川 重之⑧
第7選任区域 多可郡、西脇市黒田庄町	14人	足立 公夫⑤・梅田 雅広⑦・大山 剛史⑤・門上 益充②・岸本 直規① 木原 秀樹②・竹内 政彦③・東田 新吾②・藤岡 祐二②・藤本 博一⑦ 村上 貢③・森脇 富成⑧・矢持 健④・吉山 茂幸④
第8選任区域 丹波市市島町、福知山市	8人	伊藤 仁昭②・井上 仁司②・岩澤 宏一⑦・實吉 斉③・殿谷 幸司② 山名 純吾①・山名 隆衛⑥・山本 龍之⑤
第9選任区域 丹波篠山市（旧今田・丹南・西紀町）	7人	市野 秀之①・大木 幹彦①・豊田 哲哉①・藤田 和正①・降矢 寿民⑤ 細見 聡②・細見 泰隆④
第10選任区域 西脇市（黒田庄町を除く）、 加東市、小野市、加西市	10人	蘆田 裕三①・大畑 康洋③・久後 裕幸②・小堀 喜輝①・戸田 善幸⑦ 内藤 公士①・内藤 公一①・広田 宏①・藤原 篤②・丸山 正洋④
第11選任区域 三田市、神戸市、西宮市、 宝塚市、三木市、川辺郡、芦屋市	21人	芦田 由雄⑤・伊藤 武明①・今井 俊介②・今西 康之⑦・扇野 洋一⑤ 大槻 榮人⑦・小谷 俊仁①・小西 豊祥③・作田 良尚④・末陰 和也① 高橋ひとみ①・田畑 佳子①・徳田 耕一①・中西 郁⑧・西原 英樹① 福元 正一②・古家 秀俊②・堀井 隆博②・三村 広昭③・森脇 利博① 山本 一廣②

（注）敬称略 50 音順・氏名の後の数字は総代の就任回数

合計 110 人 2024 年 6 月 17 日現在

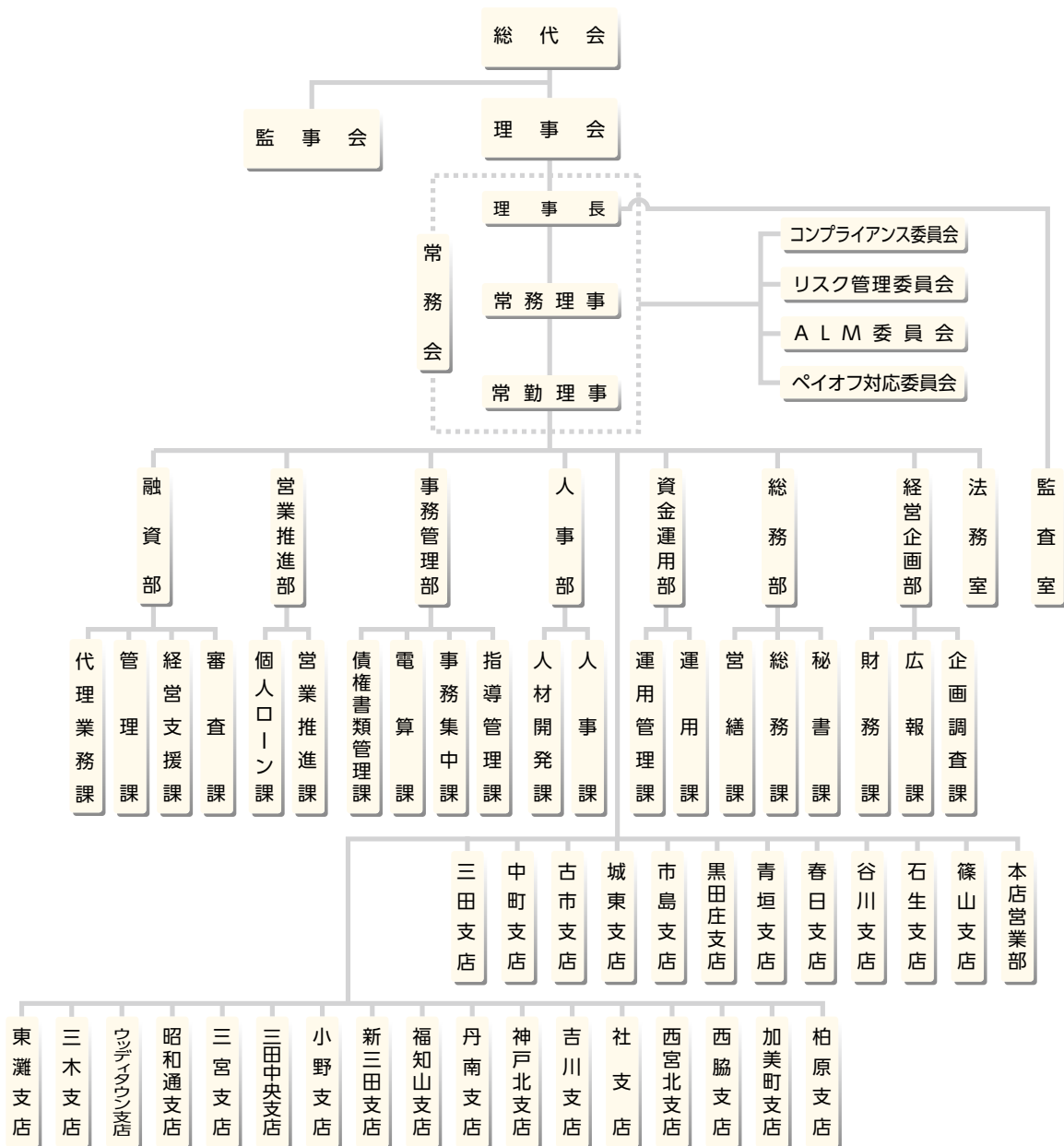
<総代の属性別構成比>

職業別	法人・法人代表者 86.4%、個人事業主 11.8%、個人 1.8%
年代別	60 代以上 75.5%、50 代 23.6%、40 代 0.9%
業種別	製造業 24.0%、建設業 19.4%、卸・小売業 19.4%、サービス業 22.2%、その他 15.0%

（注）業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主について記載しております。

組織

組織図 (2024年6月17日現在)



役員一覧 (2024年6月17日現在)

理事長 (代表理事)	足立 厚郎	常勤理事	余田 明久
常務理事 (代表理事)	足立 昌敏	非常勤理事	清水 賢彦 (※1)
常務理事 (代表理事)	高田 守	非常勤理事	浅井 祐子 (※1)
常勤理事	高見 英成	非常勤理事	西尾 和磨 (※1)
常勤理事	吉田 大作	常勤監事	足立 昌彦
常勤理事	栗野 善久	非常勤監事	卯野秋一郎 (※2)
常勤理事	坂江 剛	非常勤監事	野村 卓司

※1 理事 清水賢彦、浅井祐子、西尾和磨は信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合せ」に基づく職員外理事です。

※2 監事 卯野秋一郎は信用金庫法第32条5項に定める員外監事です。

《なかしん》のあゆみ

昭和		
1969年	10月	中兵庫信用金庫として新発足する (昭和44年)
	//	中町支店開店
1971年	12月	円切上げ、1ドル308円レート実施
1972年	3月	三田支店開店
	12月	日本銀行と当座取引開始
1973年	11月	日本銀行歳入代理店事務取扱い開始
1975年	8月	柏原支店開店
1976年	4月	預金量500億円達成
1978年	11月	新本店完成
1979年	11月	両替業務開始
1980年	3月	兵庫県収入証紙売りさばき開始
	6月	大村貞吉 理事長就任
	11月	預金量1,000億円達成
1981年	4月	総合オンラインシステム稼働
	6月	新型期日指定定期預金取扱い開始
	12月	加美町支店開店
1982年	11月	全国しんきんキャッシュサービス開始
1983年	3月	西脇支店開店
	6月	国債の窓口販売取扱い開始
1984年	1月	NCD (譲渡性預金) の取扱い開始
	6月	預金量1,500億円達成
	11月	西宮北支店開店
1985年	3月	MMCの取扱い開始
	7月	カードローンの取扱い開始
	//	店外ATM氷上町庁舎出張所開設
	11月	社支店開店
	12月	自由金利型定期預金取扱い開始
1987年	12月	店外ATM/パナ西友北六甲台店出張所開設
1988年	5月	生田伸一郎 理事長就任
	12月	吉川支店開店
平成		
1989年	4月	預金量2,000億円達成
	5月	創立20周年記念「文化講演会」各市町で開催
1990年	5月	研修所コスミック竣工
1991年	5月	神戸北支店開店
	10月	預金量2,500億円達成
	11月	スーパー定期の取扱い開始
	//	市島支店新築移転
1992年	5月	営業地区の拡張 (神戸市西区、兵庫区、川辺郡)
	6月	貯蓄預金、スーパー積金の取扱い開始
	7月	篠山支店新築移転
	10月	日本銀行との貸出取引開始
1993年	2月	なかしんビジネスクラブ (NBC) 発会
	5月	信金・大阪共同事務センター加盟
	7月	篠山支店丹南出張所開設
	10月	変動金利定期預金の取扱い開始
1994年	2月	ファームバンキングの取扱い開始
	4月	ATMによる振込サービス開始
	5月	創立25周年役職員大会举行
	6月	CI導入
	10月	創立25周年記念事業実施
	12月	福知山支店開店
1995年	1月	阪神・淡路大震災発生
	4月	預金量3,000億円達成
	8月	篠山支店丹南出張所を丹南支店に種類変更
1996年	3月	店外ATMコモレ丹波の森出張所開設
	5月	新三田支店開店
	7月	しんきんファクシミリサービス (ペイバイファックス) 開始
	11月	店外ATMゆめタウン出張所開設
1997年	1月	本部LANシステム稼働
	11月	なかしんネットワーク (WAN) 開通
	11月	小野支店開店
1998年	6月	店外ATM篠山市役所出張所開設
	12月	丹南支店新築移転
1999年	3月	店外ATM相野駅出張所開設
	//	郵貯ATMとの相互接続開始
	5月	創立30周年役職員大会举行
	6月	「なかしん地域振興基金」の創設
	10月	インターネットバンキングサービス取扱い開始
	11月	生田理事長、黄綬褒章受章
2000年	3月	デビットカードサービス取扱い開始
	11月	店外ATM三田ウッディタウンサティ出張所開設
	12月	しんきんゼロネットサービス開始
2001年	3月	店外ATM小川出張所開設
	4月	保険の窓口販売取扱い開始
	6月	三田中央支店開店
	11月	確定拠出年金取扱い開始
2002年	3月	店外ATMフローラ88出張所開設
	//	M&A仲介業務の開始
	10月	生命保険窓口販売取扱い開始
	11月	三宮支店開店
2003年	7月	IVバンクと提携「セブンイレブン」でCDカードの取扱い開始
	10月	店外ATMローソン出張所8店舗開設
	12月	預金量4,000億円達成
2004年	10月	法人インターネットバンキング取扱い開始
	11月	決済用預金取扱い開始
	//	昭通支店開店
2005年	9月	投資信託販売業務開始
	11月	店外ATM 三田市民病院出張所開設
2006年	11月	店外ATM イオン神戸北ショッピングセンター出張所開設
2007年	3月	三田本部竣工
	//	ウッディタウン支店開店 (土・日曜日も窓口業務開始)
	4月	三田本部業務開始
	//	生田理事長 旭日雙光章受章
	6月	生田伸一郎 会長就任
	//	細見清彌 理事長就任
	9月	ATMによる生体認証取扱い開始
2008年	4月	債権書類本部集中を開始
2009年	10月	創立40周年役職員大会举行
	//	三木支店開店
2010年	6月	預金量5,000億円達成
	10月	店外ATMバザールタウン西脇出張所開設
2011年	3月	本店営業部リニューアルオープン
	9月	柏原支店リニューアルオープン
2012年	2月	谷川支店リニューアルオープン
	6月	足立厚郎 理事長就任
	10月	店外ATMザ・ビッグエクストラ氷上店出張所開設
2013年	3月	店外ATM「OGAWA出張所」をフレッシュバザール山南店に移転
	9月	台風18号来襲
	11月	なかしん職域サポート契約取扱開始
2014年	1月	NISA (少額投資非課税制度) スタート
	7月	店外ATMザ・ビッグ篠山店出張所開設
	8月	丹波市・福知山市大雨被害
2016年	3月	福知山支店リニューアルオープン
2017年	2月	なかしん若鮎募金設立
	10月	信託業務取扱開始
2018年	4月	中町支店を母店とした加美町支店のサテライト業務開始
	7月	福知山市大雨被害
	10月	柏原支店を母店とした石生支店のサテライト業務開始
	//	即時振込の取扱時間拡大
	12月	全銀EDIシステム取扱開始
2019年	2月	法人IBにおけるAPI連携サービス開始
令和		
	9月	営業地区の拡大 (芦屋市)
	10月	創立50周年記念式典举行
	//	福知山支店を母店とした昭通支店のサテライト業務開始
	//	東灘支店開店
	11月	足立理事長 黄綬褒章受章
2020年	4月	S D G s 宣言
2021年	10月	地元産品販売支援事業
2023年	2月	渉外支援タブレット全店導入
	4月	若鮎募金を西脇市へ寄付
	//	店外ATMハローズ西宮山口店出張所開設
2024年	2月	黒田庄支店を移転し、西脇支店の店舗内店舗化

店舗一覧

(2024年6月1日現在)

	店 舗 名	所 在 地	平日営業時間	TEL
丹波市地域	本店営業部	〒669-3601 丹波市氷上町成松 226-1	午前 9：00 ～午後 3：00	0795-82-1310
	石 生 支 店	〒669-3464 丹波市氷上町石生 715-16	午前 9：00 ～午後 3：00	0795-82-6036
	谷 川 支 店	〒669-3131 丹波市山南町谷川 2017	午前 9：00 ～午後 3：00	0795-77-0355
	春日 支 店	〒669-4141 丹波市春日町黒井 1320-1	午前 9：00 ～午後 3：00	0795-74-0437
	青 垣 支 店	〒669-3811 丹波市青垣町佐治 615-1	午前 9：00 ～午後 3：00	0795-87-1010
	市 島 支 店	〒669-4322 丹波市市島町上田 496-2	午前 9：00 ～午後 3：00	0795-85-1010
	柏 原 支 店	〒669-3309 丹波市柏原町柏原 269-1	午前 9：00 ～午後 5：00	0795-72-2401
地域 丹波篠山市	篠 山 支 店	〒669-2321 丹波篠山市黒岡 185-1	午前 9：00 ～午後 3：00	079-552-2112
	城 東 支 店	〒669-2441 丹波篠山市日置 412-6	午前 9：00 ～午後 3：00	079-556-3151
	古 市 支 店	〒669-2123 丹波篠山市古市 256-4	午前 9：00 ～午後 3：00	079-595-1121
	丹 南 支 店	〒669-2214 丹波篠山市味間新 95-5	午前 9：00 ～午後 3：00	079-594-1511
北播磨地域	西 脇 支 店	〒677-0043 西脇市下戸田 15-7	午前 9：00 ～午後 3：00	0795-23-5911
	黒 田 庄 支 店			
	中 町 支 店	〒679-1113 多可郡多可町中区中村町 388	午前 9：00 ～午後 3：00	0795-32-0606
	加 美 町 支 店	〒679-1211 多可郡多可町加美区寺内 130-1	午前 9：00 ～午後 3：00	0795-35-1313
	社 支 店	〒673-1431 加東市社 1496-2	午前 9：00 ～午後 3：00	0795-42-5811
	吉 川 支 店	〒673-1119 三木市吉川町鍛冶屋 152-5	午前 9：00 ～午後 3：00	0794-73-1550
	三 木 支 店	〒673-0403 三木市末広 3-20-27	午前 9：00 ～午後 3：00	0794-82-0111
神戸・三田地域	小 野 支 店	〒675-1371 小野市黒川町 1826	午前 9：00 ～午後 3：00	0794-62-1616
	三 田 支 店	〒669-1533 三田市三田町 51-3	午前 9：00 ～午後 3：00	079-563-2421
	新 三 田 支 店	〒669-1515 三田市大原 81-1	午前 9：00 ～午後 3：00	079-563-2110
	三 田 中 央 支 店	〒669-1529 三田市中央町 5-16	午前 9：00 ～午後 3：00	079-569-7717
	ウッディタウン支店	〒669-1321 三田市けやき台 1-4-3	午前 9：00 ～午後 3：00	079-569-7035
	西 宮 北 支 店	〒651-1412 西宮市山口町下山口 1-9-23	午前 9：00 ～午後 3：00	078-904-1551
	神 戸 北 支 店	〒651-1313 神戸市北区有野中町 1-15-2	午前 9：00 ～午後 3：00	078-982-6760
市福知山地域	三 宮 支 店	〒650-0004 神戸市中央区中山手通 1-25-5	午前 9：00 ～午後 3：00	078-222-3525
	東 灘 支 店	〒658-0015 神戸市東灘区本山南町 8-6-26 東神戸センタービル WEST4 階	午前 9：00 ～午後 3：00	078-414-7222
	福 知 山 支 店	〒620-0940 福知山市駅南町 2-286	午前 9：00 ～午後 3：00	0773-24-2111
	昭 和 通 支 店	〒620-0059 福知山市厚東町 151	午前 9：00 ～午後 3：00	0773-25-4649

【平 日】午後 5 時まで営業しております。→ 柏原支店でフルバンキング営業
【金 曜 日】午後 6 時まで営業しております。→ 本店営業部・篠山支店・西脇支店・黒田庄支店でフルバンキング営業
【土曜・日曜日】営業しております。→ ウッディタウン支店で午前 10 時から午後 4 時までフルバンキング営業（但し、年末年始・祝日は除く）
【昼休業】石生支店・加美町支店・昭和通支店は午前 11 時 30 分から午後 0 時 30 分まで窓口業務を休止しております。

店内キャッシュコーナーの営業時間

■平 日 午前 8：00 ～午後 9：00 ■土曜・日曜・祝日 午前 9：00 ～午後 7：00

1 口座 1 日の現金出金限度額は 50 万円、または届け出いただいた金額までとなります。但し、生体認証キャッシュカードご利用は 200 万円、IC キャッシュカードご利用は 100 万円の現金出金限度となります。
※東灘支店には、キャッシュコーナーは設置していません。

店外キャッシュコーナーの営業時間

(2024年6月1日現在)

設 置 場 所	所 在 地	平 日	土曜・日曜・祝日
丹波市役所	丹 波 市	午前 9：00 ～午後 6：00	営業していません
ゆめタウン	丹 波 市	午前 9：00 ～午後 9：00	午前 9：00 ～午後 9：00
コモレ丹波の森	丹 波 市	午前 10：00 ～午後 8：00	午前 10：00 ～午後 8：00
ザ・ビッグエクストラ氷上店	丹 波 市	午前 9：00 ～午後 9：00	午前 9：00 ～午後 9：00
フレッシュバザール山南店	丹 波 市	午前 8：00 ～午後 9：00	午前 9：00 ～午後 9：00
ローソン氷上北店	丹 波 市	午前 7：00 ～午後 10：00	午前 8：00 ～午後 9：00
ローソン春日インター店	丹 波 市	午前 7：00 ～午後 10：00	午前 8：00 ～午後 9：00
ローソン青垣町小倉店	丹 波 市	午前 7：00 ～午後 10：00	午前 8：00 ～午後 9：00
丹波篠山市役所	丹波篠山市	午前 9：00 ～午後 9：00	午前 9：00 ～午後 7：00
ローソン篠山野中店	丹波篠山市	午前 7：00 ～午後 10：00	午前 8：00 ～午後 9：00
ザ・ビッグ篠山店	丹波篠山市	午前 9：00 ～午後 9：00	午前 9：00 ～午後 9：00
黒田庄出張所	西 脇 市	午前 8：00 ～午後 9：00	午前 9：00 ～午後 7：00
バザールタウン西脇	西 脇 市	午前 9：00 ～午後 9：00	午前 9：00 ～午後 9：00
JR 相野駅	三 田 市	午前 8：00 ～午後 9：00	午前 9：00 ～午後 7：00
イオン三田ウッディタウン	三 田 市	午前 9：00 ～午後 9：00	午前 9：00 ～午後 8：00
フラワータウンショッピングセンターフローラ 88	三 田 市	午前 9：00 ～午後 8：00	午前 9：00 ～午後 8：00
三田市民病院	三 田 市	午前 8：00 ～午後 8：00	午前 8：00 ～午後 8：00 (日曜日は営業していません)
ハローズ西宮山口店	西 宮 市	午前 7：00 ～午後 10：00	午前 8：00 ～午後 9：00
イオンモール神戸北	神 戸 市	午前 10：00 ～午後 9：00	午前 10：00 ～午後 9：00

店舗配置図



営業地区 (2024年3月31日現在)

兵庫県丹波市、丹波篠山市、多可郡、西脇市、三田市、
加東市、加西市、小野市、神戸市、川辺郡、
三木市、西宮市、宝塚市、芦屋市
京都府福知山市

13市2郡

概要 (2024年3月31日現在)

所 在 地 【本店・丹波本部】
兵庫県丹波市氷上町成松226-1
【三田本部】
兵庫県三田市けやき台1-4-3
TEL 079-569-7150(代表)

創 立 1969(昭和44)年10月1日
氷上信用金庫と多紀郡信用金庫が合併新発足

自己資本額 588億円

会 員 数 31,963人

店 舗 数 29店舗

常勤従業員数 286人

Nakahyogo Shinkin Bank



本誌は環境にやさしい
植物油インキを使用しています。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。